

頁	現行	頁	修正案	理由
3	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>5 計画の構成</p> <p>(2) 本編の構成は、次のとおりとする。</p> <p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画</p> <p>[第1章] 総則</p> <p>[第2章] 災害対策本部の設置等</p> <p>[第3章] 地震発生時の応急対策等</p> <p>[第4章] 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>[第5章] 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>[第6章] 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>[第7章] 東南海・南海地震の時間差発生による災害拡大防止</p>	3	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>5 計画の構成</p> <p>(2) 本編の構成は、次のとおりとする。</p> <p>第6編 <u>津波災害対策計画（兼南海トラフ地震防災対策推進計画）</u></p> <p>[第1章] 総則</p> <p>[第2章] 災害対策本部の設置等</p> <p>[第3章] 地震発生時の応急対策等</p> <p>[第4章] 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>[第5章] 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>[第6章] 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>[第7章] <u>南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</u></p>	現状に合わせた修正

頁	現行	頁	修正案	理由																				
5	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策			5	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、<u>高圧ガス</u>、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、<u>高圧ガス</u>、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、 <u>高圧ガス</u> 、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、 <u>高圧ガス</u> 、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策			関係機関からの意見に基づく修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																				
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策																						
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																				
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、 <u>高圧ガス</u> 、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、 <u>高圧ガス</u> 、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策																						
6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安本部) ※以下海上保安本部とする。</td> <td>1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導</td> <td>1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令</td> <td>1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導</td> <td>1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安本部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保	6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。</td> <td>1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導</td> <td>1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 <u>11 海上治安の維持</u></td> <td>1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導</td> <td>1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 <u>11 海上治安の維持</u>	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																				
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安本部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保																				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																				
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 <u>11 海上治安の維持</u>	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保																				
7	<p>第3 兵庫県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td></td> <td>1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等			7	<p>第3 兵庫県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td></td> <td>1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等</td> <td><u>治安維持対策の推進</u></td> <td><u>仮設住宅等における民心の安定</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	<u>治安維持対策の推進</u>	<u>仮設住宅等における民心の安定</u>	所管課からの意見に基づく修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																				
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等																						
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																				
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	<u>治安維持対策の推進</u>	<u>仮設住宅等における民心の安定</u>																				

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由																														
8	<p><b>第5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 (近畿ブロッ ク事務所)</td> <td>防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)</td> <td>災害時における医療救 護</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 水資源機構 (関西支社)</td> <td>ダム施設(所管)等 の整備と防災管理</td> <td>ダム施設(所管)等の 応急対策の実施</td> <td>被災ダム施設(所管) 等の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	独立行政法人 国立病院機構 (近畿ブロッ ク事務所)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救 護			独立行政法人 水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等 の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の 応急対策の実施	被災ダム施設(所管) 等の復旧		8	<p><b>第5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)</td> <td>防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)</td> <td>災害時における医療救 護</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 水資源機構 (関西・ 吉野川支社)</td> <td>ダム施設(所管)等 の整備と防災管理</td> <td>ダム施設(所管)等の 応急対策の実施</td> <td>被災ダム施設(所管) 等の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救 護			独立行政法人 水資源機構 (関西・ 吉野川支社)	ダム施設(所管)等 の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の 応急対策の実施	被災ダム施設(所管) 等の復旧		関係機関からの意見に基づく修正
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																														
独立行政法人 国立病院機構 (近畿ブロッ ク事務所)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救 護																																
独立行政法人 水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等 の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の 応急対策の実施	被災ダム施設(所管) 等の復旧																															
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																														
独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救 護																																
独立行政法人 水資源機構 (関西・ 吉野川支社)	ダム施設(所管)等 の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の 応急対策の実施	被災ダム施設(所管) 等の復旧																															
9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フタバパナコム株 フタバパナコム株</td> <td>電気通信設備の整備 と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の 災害復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	フタバパナコム株 フタバパナコム株	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧		9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フタバパナコム株 株</td> <td>電気通信設備の整備 と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の 災害復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	フタバパナコム株 株	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧												
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																														
フタバパナコム株 フタバパナコム株	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧																															
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																														
フタバパナコム株 株	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧																															

頁	現行	頁	修正案	理由
11	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県の地形と地質</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地形</p> <p>兵庫県の地形は、北部は鳥取県・京都府にはさまれて日本海に面し、南部は岡山県から大阪府まで瀬戸内海に面し、台形状を呈している。その中央部やや北寄りに中国山脈の東端が西側から東西に走り、県土を南北に大きく二分している。</p> <p>中国山地の中には、兵庫県最高峰の「氷の山」(標高 1,510m)をはじめとして、扇の山 (1,310 m)・三室山 (1,358 m)・日名倉山 (1,047 m) 等の山々が南北に連なり鳥取・岡山両県との県境を形づくり、更にそれらの東部には藤無山 (1,139 m)・段ヶ峰 (1,103 m) 等が連なり、南北の分水嶺となっている。</p>	11	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県の地形と地質</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地形</p> <p>兵庫県の地形は、北部は鳥取県・京都府にはさまれて日本海に面し、南部は岡山県から大阪府まで瀬戸内海に面し、台形状を呈している。その中央部やや北寄りに中国山脈の東端が西側から東西に走り、県土を南北に大きく二分している。</p> <p>中国山地の中には、兵庫県最高峰の「<u>氷ノ山</u>」(標高 1,510m)をはじめとして、<u>扇ノ山</u> (1,310 m)・三室山 (1,358 m)・日名倉山 (1,047 m) 等の山々が南北に連なり鳥取・岡山両県との県境を形づくり、更にそれらの東部には藤無山 (1,139 m)・段ヶ峰 (1,103 m) 等が連なり、南北の分水嶺となっている。</p>	誤字の修正

頁	現行	頁	修正案	理由																																																								
26	<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第2内容</p> <p>2 内陸部地震</p> <p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>① 山崎断層帯</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 (南東部)</td> <td>7.3程度</td> <td>ほぼ0%~0.0 1%</td> <td>ほぼ0%~0.0 2%</td> <td>0.002%~0.0 5%</td> <td>3900年程度 ..... 4~6世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 (北西部)</td> <td>7.7程度</td> <td>0.09%~1% やや高い</td> <td>0.2%~2%</td> <td>0.4%~4%</td> <td>約1800~2300年程度 ..... 868年播磨国地震</td> </tr> <tr> <td>草谷断層</td> <td>6.7程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>6500年程度 ..... 4~12世紀</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成26年1月1日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)	主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.0 1%	ほぼ0%~0.0 2%	0.002%~0.0 5%	3900年程度 ..... 4~6世紀	主部 (北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 ..... 868年播磨国地震	草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 ..... 4~12世紀	26	<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第2内容</p> <p>2 内陸部地震</p> <p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>① 山崎断層帯</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 (南東部)</td> <td>7.3程度</td> <td>ほぼ0%~0.0 1%</td> <td>ほぼ0%~0.0 2%</td> <td>0.002%~<b>0.0 4%</b></td> <td>3900年程度 ..... 4~6世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 (北西部)</td> <td>7.7程度</td> <td>0.09%~1% やや高い</td> <td>0.2%~2%</td> <td>0.4%~4%</td> <td>約1800~2300年程度 ..... 868年播磨国地震</td> </tr> <tr> <td>草谷断層</td> <td>6.7程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>6500年程度 ..... 4~12世紀</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成27年1月1日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)	主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.0 1%	ほぼ0%~0.0 2%	0.002%~ <b>0.0 4%</b>	3900年程度 ..... 4~6世紀	主部 (北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 ..... 868年播磨国地震	草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 ..... 4~12世紀	現状に合わせた時点修正
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)			地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)																																																					
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)																																																							
主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.0 1%	ほぼ0%~0.0 2%	0.002%~0.0 5%	3900年程度 ..... 4~6世紀																																																							
主部 (北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 ..... 868年播磨国地震																																																							
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 ..... 4~12世紀																																																							
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)																																																							
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)																																																							
主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.0 1%	ほぼ0%~0.0 2%	0.002%~ <b>0.0 4%</b>	3900年程度 ..... 4~6世紀																																																							
主部 (北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 ..... 868年播磨国地震																																																							
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 ..... 4~12世紀																																																							
27	<p>② 中央構造線断層帯</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀淡海峡 - 鳴門海峡</td> <td>7.7程度</td> <td>0.005%~1% やや高い</td> <td>0.009%~2%</td> <td>0.02%~4%</td> <td>約4000~6000年 ..... 約3100年前~2600年 前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成26年1月1日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)	紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.7程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 ..... 約3100年前~2600年 前	27	<p>② 中央構造線断層帯</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀淡海峡 - 鳴門海峡</td> <td>7.7程度</td> <td>0.005%~1% やや高い</td> <td>0.009%~2%</td> <td>0.02%~4%</td> <td>約4000~6000年 ..... 約3100年前~2600年 前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成27年1月1日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)	紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.7程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 ..... 約3100年前~2600年 前																									
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)			地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)																																																					
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)																																																							
紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.7程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 ..... 約3100年前~2600年 前																																																							
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)																																																							
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)																																																							
紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.7程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 ..... 約3100年前~2600年 前																																																							

頁	現行	頁	修正案	理由																																																						
28	<p>③ 六甲・淡路島断層帯 (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 (六甲断層-淡路断層区間)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%~1% やや高い</td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~6%</td> <td>900年~2800年程度 16世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 (淡路島西岸区間)</td> <td>7.1程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震</td> </tr> <tr> <td>先山断層帯</td> <td>6.6程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成 26 年 1 月 1 日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部 (六甲断層-淡路断層区間)	7.9程度	ほぼ0%~1% やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~6%	900年~2800年程度 16世紀	主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震	先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頭	28	<p>③ 六甲・淡路島断層帯 (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 (六甲断層-淡路断層区間)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%~<u>0.9%</u> やや高い</td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~<u>5%</u></td> <td>900年~2800年程度 16世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 (淡路島西岸区間)</td> <td>7.1程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震</td> </tr> <tr> <td>先山断層帯</td> <td>6.6程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成 <u>27</u> 年 1 月 1 日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部 (六甲断層-淡路断層区間)	7.9程度	ほぼ0%~ <u>0.9%</u> やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~ <u>5%</u>	900年~2800年程度 16世紀	主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震	先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頭	現状に合わせた時点修正
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)			地 震 発 生 確 率				平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																		
		30年以内	50年以内	100年以内																																																						
主部 (六甲断層-淡路断層区間)	7.9程度	ほぼ0%~1% やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~6%	900年~2800年程度 16世紀																																																					
主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震																																																					
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頭																																																					
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																					
		30年以内	50年以内	100年以内																																																						
主部 (六甲断層-淡路断層区間)	7.9程度	ほぼ0%~ <u>0.9%</u> やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~ <u>5%</u>	900年~2800年程度 16世紀																																																					
主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震																																																					
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頭																																																					
29	<p>③ 上町断層帯 (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上町断層帯</td> <td>7.5程度</td> <td>2%~3% 高い</td> <td>3%~5%</td> <td>6%~10%</td> <td>8000年程度 約28000年前-9000年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成 26 年 1 月 1 日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	上町断層帯	7.5程度	2%~3% 高い	3%~5%	6%~10%	8000年程度 約28000年前-9000年前	29	<p>④ 上町断層帯 (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上町断層帯</td> <td>7.5程度</td> <td>2%~3% 高い</td> <td>3%~5%</td> <td>6%~10%</td> <td>8000年程度 約28000年前-9000年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成 <u>27</u> 年 1 月 1 日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	上町断層帯	7.5程度	2%~3% 高い	3%~5%	6%~10%	8000年程度 約28000年前-9000年前																									
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)			地 震 発 生 確 率				平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																		
		30年以内	50年以内	100年以内																																																						
上町断層帯	7.5程度	2%~3% 高い	3%~5%	6%~10%	8000年程度 約28000年前-9000年前																																																					
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																					
		30年以内	50年以内	100年以内																																																						
上町断層帯	7.5程度	2%~3% 高い	3%~5%	6%~10%	8000年程度 約28000年前-9000年前																																																					

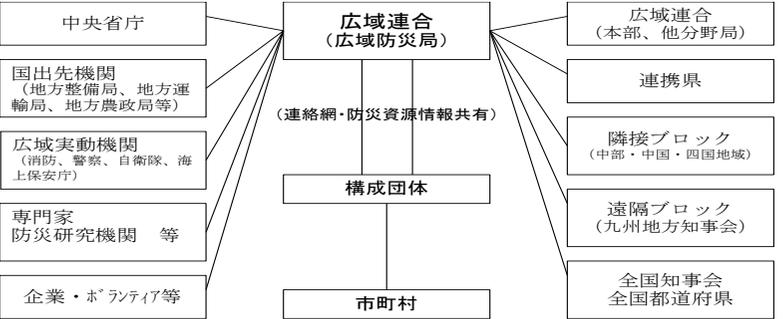
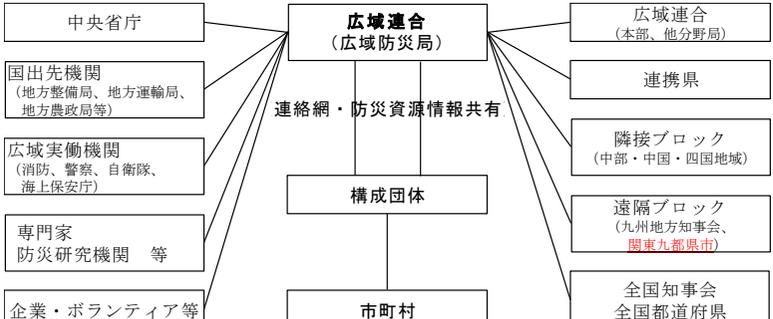
頁	現行	頁	修正案	理由
32	<p>(4) 被害想定</p> <p>① 山崎断層（大原・土方・安富・主部南東部）帯地震</p> <div data-bbox="300 288 674 794" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>人の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物倒壊による死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 3,600 人 (負傷者)約 24,900 人 (重傷者)約 2,600 人</li> <li>◆がけ崩れによる死傷者数(冬 5 時) (死者)約 130 人 (負傷者)約 160 人</li> <li>◆火災による死傷者数(冬 18 時) 約 90 人</li> <li>◆避難所生活者数(夏 12 時) 約 194,000 人</li> <li>◆帰宅困難者数 約 1,096,200 人</li> </ul> <p>※重傷者数は負傷者数の内訳</p> </div>	32	<p>(4) 被害想定</p> <p>① 山崎断層（大原・土方・安富・主部南東部）帯地震</p> <div data-bbox="1249 288 1624 794" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>人の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物倒壊による死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 3,600 人 (負傷者)約 24,900 人 (重傷者)約 2,600 人</li> <li>◆がけ崩れによる死傷者数(冬 5 時) (死者)約 130 人 (負傷者)約 160 人</li> <li>◆火災による死傷者数(冬 18 時) 約 90 人</li> <li>◆避難所生活者数(夏 12 時) 約 194,000 人</li> <li>◆帰宅困難者数 <u>約 1,078,200 人</u></li> </ul> <p>※重傷者数は負傷者数の内訳</p> </div>	現状に合わせた修正
33	<p>② 上町断層帯地震</p> <div data-bbox="300 922 674 1428" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>人の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物倒壊による死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 5,500 人 (負傷者)約 20,100 人 (重傷者)約 6,600 人</li> <li>◆がけ崩れによる死傷者数(冬 5 時) (死者)約 30 人 (負傷者)約 40 人</li> <li>◆火災による死傷者数(冬 18 時) 約 400 人</li> <li>◆避難所生活者数(夏 12 時) 約 238,900 人</li> <li>◆帰宅困難者数 約 1,091,000 人</li> </ul> <p>※重傷者数は負傷者数の内訳</p> </div>	33	<p>② 上町断層帯地震</p> <div data-bbox="1249 922 1624 1428" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>人の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物倒壊による死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 5,500 人 (負傷者)約 20,100 人 (重傷者)約 6,600 人</li> <li>◆がけ崩れによる死傷者数(冬 5 時) (死者)約 30 人 (負傷者)約 40 人</li> <li>◆火災による死傷者数(冬 18 時) 約 400 人</li> <li>◆避難所生活者数(夏 12 時) 約 238,900 人</li> <li>◆帰宅困難者数 <u>約 1,073,200 人</u></li> </ul> <p>※重傷者数は負傷者数の内訳</p> </div>	

頁	現行	頁	修正案	理由
34	<p>③ 中央構造線断層帯（紀淡海峡―鳴門海峡）地震</p> <p>人の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物倒壊による死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 2,300 人 (負傷者) 約 3,400 人 (重傷者) 約 920 人</li> <li>◆がけ崩れによる死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 70 人 (負傷者) 約 80 人</li> <li>◆火災による死傷者数(冬 18 時) 約 50 人</li> <li>◆避難所生活者数(夏 12 時) 約 50,100 人</li> <li>◆帰宅困難者数 約 1,019,600 人</li> </ul> <p>※重傷者数は負傷者数の内訳</p>	34	<p>③ 中央構造線断層帯（紀淡海峡―鳴門海峡）地震</p> <p>人の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物倒壊による死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 2,300 人 (負傷者) 約 3,400 人 (重傷者) 約 920 人</li> <li>◆がけ崩れによる死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 70 人 (負傷者) 約 80 人</li> <li>◆火災による死傷者数(冬 18 時) 約 50 人</li> <li>◆避難所生活者数(夏 12 時) 約 50,100 人</li> <li>◆帰宅困難者数 <b>約 1,003,100 人</b></li> </ul> <p>※重傷者数は負傷者数の内訳</p>	現状に合わせた修正
35	<p>④ 養父断層帯地震</p> <p>人の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物倒壊による死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 10 人 (負傷者) 約 200 人 (重傷者) 約 数人</li> <li>◆がけ崩れによる死傷者数(冬 5 時) (死者) 数人 (負傷者) 数人</li> <li>◆火災による死傷者数(冬 18 時) 数人</li> <li>◆避難所生活者数(夏 12 時) 約 2,100 人</li> <li>◆帰宅困難者数 約 304,600 人</li> </ul> <p>※重傷者数は負傷者数の内訳</p>	35	<p>④ 養父断層帯地震</p> <p>人の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物倒壊による死傷者数(冬 5 時) (死者) 約 10 人 (負傷者) 約 200 人 (重傷者) 約 数人</li> <li>◆がけ崩れによる死傷者数(冬 5 時) (死者) 数人 (負傷者) 数人</li> <li>◆火災による死傷者数(冬 18 時) 数人</li> <li>◆避難所生活者数(夏 12 時) 約 2,100 人</li> <li>◆帰宅困難者数 <b>約 300,800 人</b></li> </ul> <p>※重傷者数は負傷者数の内訳</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由																																		
36	<p><b>3 津波を伴う地震</b></p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後 10,30,50 年以内の地震発生確率 : 算定基準日平成 26 年 (2014 年) 1 月 1 日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ</td> <td rowspan="2">M8~M9 クラス</td> <td rowspan="2">20%程度</td> <td rowspan="2">70%程度</td> <td rowspan="2">90%程度</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年</td> </tr> <tr> <td>68.0年前</td> </tr> </tbody> </table>	領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)	南海トラフ	M8~M9 クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年	68.0年前	36	<p><b>3 津波を伴う地震</b></p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後 10,30,50 年以内の地震発生確率 : 算定基準日平成 <u>27</u> 年 (<u>2015</u> 年) 1 月 1 日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ</td> <td rowspan="2">M8~M9 クラス</td> <td rowspan="2">20%程度</td> <td rowspan="2">70%程度</td> <td rowspan="2">90%程度</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年</td> </tr> <tr> <td><u>69.0年前</u></td> </tr> </tbody> </table>	領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)	南海トラフ	M8~M9 クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年	<u>69.0年前</u>	現状に合わせた時点修正
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模			地震発生確率			平均活動間隔 (上段)																															
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)																																	
南海トラフ	M8~M9 クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年																																	
					68.0年前																																	
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)																																	
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)																																	
南海トラフ	M8~M9 クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年																																	
					<u>69.0年前</u>																																	
40	<p><b>4 日本海側における津波を伴う地震</b></p> <p>県では、平成 12 年に本県の日本海側に影響を及ぼす可能性がある津波についてシミュレーションを行い、避難対策などの基礎資料としてきた。(詳細については資料編を参照)</p> <p>一方、平成 23 年の東日本大震災では巨大な地震と津波によって極めて甚大な被害が発生した。この災害を教訓に、全国で津波浸水予測の見直しが行われているが、調査が進んで震源断層モデルや津波波源モデルが国において示されている太平洋側と比べて、日本海側はデータが十分に得られていない状況にある。</p> <p>現在、国において文部科学省が「日本海地震・津波調査プロジェクト」を実施して、平成 25 年から 32 年の 8 カ年に渡って、日本海の沖合から沿岸域及び陸域にかけての領域で観測データを取得し(兵庫県沿岸の探査は平成 26 年度の予定)、日本海側における津波波源モデルと震源断層モデルの構築を目指しており、これらの調査研究の成果の新たな知見に基づく全国統一的な断層設定がなされれば、今後、津波シミュレーションの実施について再検討を行う必要がある。</p>	40	<p><b>4 日本海側における津波を伴う地震</b></p> <p>県では、平成 12 年に本県の日本海側に影響を及ぼす可能性がある津波についてシミュレーションを行い、避難対策などの基礎資料としてきた。(詳細については資料編を参照)</p> <p>一方、平成 23 年の東日本大震災では巨大な地震と津波によって極めて甚大な被害が発生した。この災害を教訓に、全国で津波浸水予測の見直しが行われているが、調査が進んで震源断層モデルや津波波源モデルが国において示されている太平洋側と比べて、日本海側はデータが十分に得られていない状況にある。</p> <p>現在、国において文部科学省が「日本海地震・津波調査プロジェクト」を実施して、平成 25 年から 32 年の 8 カ年に渡って、日本海の沖合から沿岸域及び陸域にかけての領域で観測データを取得し(兵庫県沿岸の探査は平成 <u>26~27</u> 年度の予定)、日本海側における津波波源モデルと震源断層モデルの構築を目指しており、これらの調査研究の成果の新たな知見に基づく全国統一的な断層設定が<u>なされるため</u>、今後、津波シミュレーションの実施について<u>新たな知見に基づく検討を行っていく。</u></p>																																			

頁	現行	頁	修正案	理由
43	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の防災組織体制</p> <p>(3) 兵庫県石油コンビナート等防災本部</p> <p>③ 所掌</p> <p>兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正及びその予防及び拡大防災並びに被害の軽減 (石油コンビナート等特別防災区域(地域防災計画の対象地域から除かれる区域)に係る防災に関する事務を行う。)</p>	43	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の防災組織体制</p> <p>(3) 兵庫県石油コンビナート等防災本部</p> <p>③ 所掌</p> <p>兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正及びその予防及び拡大<del>防止</del>並びに被害の軽減 (石油コンビナート等特別防災区域(地域防災計画の対象地域から除かれる区域)に係る防災に関する事務を行う。)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
47	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 防災訓練</p> <p>(6) 広域応援訓練</p> <p>関西広域連合府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練（実動・図上）を企画、実施することとする。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 県職員行動マニュアル等の作成</p> <p>県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、自然災害発生時等の業務継続計画（BCP）として、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。</p> <p>また、職員として共通に必要な風水害等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p>	47	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 防災訓練</p> <p>(6) 広域応援訓練</p> <p>関西広域連合<u>構成団体</u>（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、<u>京都市、大阪市、堺市、神戸市</u>）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練（実動・図上）を企画、実施することとする。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 県職員行動マニュアル等の作成</p> <p>県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、<u>初動緊急対応期の重要優先業務をまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ」とともに、</u>自然災害発生時等の業務継続計画（BCP）として、職場研修<u>や訓練</u>等を通じて、その周知徹底を図ることとする。</p> <p>また、職員として共通に必要な風水害等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
48	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第2 内容 1 関西広域連合との連携</p> <p>関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県及び徳島県の7府県により設立された。</p> <p>＜広域連合と関係機関・団体等との関係＞（平時）</p>  <p>(1) 兵庫県が被災した場合</p> <p>広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築することとする。</p> <p>また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築することとする。</p> <p>なお、関西広域連合では、九州地方知事会とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結してい</p>	48	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第2 内容 1 関西広域連合との連携</p> <p>関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に<u>設立し</u>、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、<u>徳島県</u>、<u>京都市、大阪市、堺市及び神戸市の7府県4政令市で構成されている。</u></p> <p>＜広域連合と関係機関・団体等との関係＞（平時）</p>  <p>(1) 兵庫県が被災した場合</p> <p>広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築することとする。</p> <p>また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築することとする。</p> <p>なお、関西広域連合では、九州地方知事会 <u>及び関東九都府県</u> とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
49	<p>る。</p> <p><b>2 相互応援体制の整備</b></p> <p>(1) 近畿府県相互応援協定の締結</p> <p>県は、他の近畿府県に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。</p> <p>① 対象府県 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県</p> <p>② 締結時期 平成8年2月20日(平成18年4月26日改正)</p> <p>③ 応援の種類</p> <p>災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資の提供、職員の派遣等</p> <p>④ 主な内容</p> <p>ア 応援主管府県等の設定(震度6弱以上の地震発生時等の緊急派遣、応援計画の作成)</p> <p style="text-align: center;">〔 <u>兵庫県 → 大阪府、徳島県</u> <u>大阪府 → 兵庫県</u> 〕</p> <p>イ 要請を待たない応援の想定</p> <p>ウ 自己完結型の応援活動の実施</p> <p>エ 定期的な合同防災訓練の実施</p> <p>オ 防災関係機関との連携強化</p>	49	<p>定」を締結している。</p> <p><b>2 相互応援体制の整備</b></p> <p>(1) 近畿府県相互応援協定の締結</p> <p>県は、他の近畿府県に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。</p> <p>① 対象府県 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県</p> <p>② 締結時期 平成8年2月20日(平成18年4月26日改正、<u>平成24年10月25日関西広域連合を加えて改正</u>)</p> <p>③ 応援の種類</p> <p>災害応急措置及び応急復旧に必要な<u>職員の派遣、物資の提供、資機材の提供</u>等</p> <p>④ 主な内容</p> <p>ア <u>関西広域連合による広域応援調整</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>イ 要請を待たない応援の想定</p> <p>ウ 自己完結型の応援活動の実施</p> <p>エ 定期的な<u>連絡会議及び</u>合同防災訓練の実施</p> <p>オ 防災関係機関との連携強化</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
50	<p><b>3 応援・受援体制の整備</b></p> <p>県及び市町は、関西広域連合が作成する「関西広域応援・受援実施要綱」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <p>&lt;受援業務の例&gt;</p> <p>○ 他府県等応援要員受入</p>	50	<p><b>3 応援・受援体制の整備</b></p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「<u>関西広域応援・受援実施要綱</u>」や<u>県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン</u>」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <p>&lt;受援業務の例&gt;</p> <p>○ 他府県等応援要員受入</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
50	○ 救命救助・消火部隊受入	50	○ 救命救助・消火部隊受入	所管課からの意見に基づく修正
	○ 重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入		○ 重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入	
51	○ 救援物資受入	51	○ 救援物資受入	
	○ 広域避難		○ 広域避難	
	○ ボランティアの受入 等		○ ボランティアの受入 等	
	<b>6 県・市町間の連携強化</b>		<b>6 県・市町間の連携強化</b>	
	(1)～(5)略		(1)～(5)略	
52	<新設>	52	<u>(6) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</u> <u>県、神戸市は、県・神戸市が保有する3機のヘリコプターの</u> <u>一体的な運航を実施し、2機が常時稼働できるようヘリコプタ</u> <u>ーの効率的な運航体制をとることとする。</u>	
	[資料]「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」 (H18.4.26) 「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18.8.30) 「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」 (H20.7.1)		[資料]「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」 ( <u>H24.10.25</u> ) 「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」( <u>H24.10.25</u> ) 「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」 ( <u>H27.4.1</u> )	

頁	現行	頁	修正案	理由																						
55	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、インターネット、公共情報コモンズ等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に設置する地震計（気象庁等設置分を含む）に接続し、地震情報を入力</li> <li>・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入力</li> <li>・<b>県警察本部からヘリテレの映像を入力</b></li> <li>・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、芦屋市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入力</li> <li>・南あわじ市設置の津波監視カメラから映像を入力</li> <li>・消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入力</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>被害予測システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震観測情報に基づき、被害予測を実施</li> <li>・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>危機管理システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>地理情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な機能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に設置する地震計（気象庁等設置分を含む）に接続し、地震情報を入力</li> <li>・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入力</li> <li>・<b>県警察本部からヘリテレの映像を入力</b></li> <li>・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、芦屋市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入力</li> <li>・南あわじ市設置の津波監視カメラから映像を入力</li> <li>・消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入力</li> </ul>	被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震観測情報に基づき、被害予測を実施</li> <li>・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用</li> </ul>	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul>	55	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、<b>ホームページ、Lアラート（公共情報コモンズ）、ひょうご防災ネット</b>等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入力</b></li> <li>・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、<b>水位・雨量等</b>河川情報を入力</li> <li>・<b>神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</b></li> <li>・南あわじ市<b>阿万海岸</b>設置の津波監視カメラの<b>ライブ映像</b>を入力</li> <li>・<b>ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</b></li> <li>・<b>県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</b></li> <li>・<b>水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</b></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>被害予測システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震観測情報に基づき、被害予測を実施</li> <li>・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>危機管理システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な機能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入力</b></li> <li>・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、<b>水位・雨量等</b>河川情報を入力</li> <li>・<b>神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</b></li> <li>・南あわじ市<b>阿万海岸</b>設置の津波監視カメラの<b>ライブ映像</b>を入力</li> <li>・<b>ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</b></li> <li>・<b>県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</b></li> <li>・<b>水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</b></li> </ul>	被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震観測情報に基づき、被害予測を実施</li> <li>・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用</li> </ul>	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
名称	主な機能																									
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に設置する地震計（気象庁等設置分を含む）に接続し、地震情報を入力</li> <li>・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入力</li> <li>・<b>県警察本部からヘリテレの映像を入力</b></li> <li>・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、芦屋市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入力</li> <li>・南あわじ市設置の津波監視カメラから映像を入力</li> <li>・消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入力</li> </ul>																									
被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震観測情報に基づき、被害予測を実施</li> <li>・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用</li> </ul>																									
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>																									
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>																									
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul>																									
名称	主な機能																									
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入力</b></li> <li>・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、<b>水位・雨量等</b>河川情報を入力</li> <li>・<b>神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</b></li> <li>・南あわじ市<b>阿万海岸</b>設置の津波監視カメラの<b>ライブ映像</b>を入力</li> <li>・<b>ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</b></li> <li>・<b>県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</b></li> <li>・<b>水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</b></li> </ul>																									
被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震観測情報に基づき、被害予測を実施</li> <li>・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用</li> </ul>																									
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>																									
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>																									

頁	現行	頁	修正案	理由																						
56	<table border="1" data-bbox="185 215 974 566"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ注警報や気象情報等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="185 710 974 869">2 テレビ電話による市町等とのホットラインの整備 災害時に県、市町、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、県はテレビ電話を県災害対策センター、市町、県民局等に配備している。 <u>〔設置台数： 54台〕</u></p> <p data-bbox="185 965 974 1220">4 市町防災行政無線の整備促進 市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。特に障害者世帯や土砂災害警戒地域及び津波浸水想定区域等にある世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努めることとする。 県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。</p> <p data-bbox="185 1268 974 1469">57 ○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成26年4月1日現在） 市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。 A 災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備</p>	名称	主な機能	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ注警報や気象情報等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。	57	<table border="1" data-bbox="1131 215 1919 670"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理情報システム</td> <td>・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</td> </tr> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ<u>気象警報・注意報</u>等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップ<u>システムを備え</u>、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1131 710 1919 917">2 テレビ<u>会議システム</u>による市町等とのホットラインの整備 災害時に県、市町、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、<u>フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市町、県民局等複数拠点とのテレビ会議を行っている。</u></p> <p data-bbox="1131 965 1919 1220">4 市町防災行政無線の整備促進 市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。特に障害者世帯や土砂災害警戒地域及び津波浸水想定区域等にある世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努めることとする。 県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。</p> <p data-bbox="1131 1268 1919 1469">57 ○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成<u>27</u>年4月1日現在） 市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。 <u>A 同報系情報伝達手段</u> <u>市町防災行政無線（同報系）は、市町が地域住民に一斉放</u></p>	名称	主な機能	地理情報システム	・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ <u>気象警報・注意報</u> 等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップ <u>システムを備え</u> 、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。	<p data-bbox="1955 367 2170 438">所管課からの意見に基づく修正</p>
名称	主な機能																									
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ注警報や気象情報等を表示																									
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																									
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。																									
災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																									
名称	主な機能																									
地理情報システム	・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示																									
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ <u>気象警報・注意報</u> 等を表示																									
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																									
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップ <u>システムを備え</u> 、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。																									
災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																									

頁	現行	頁	修正案	理由																																																	
57	<p>(例) 防災行政無線 (移動系)</p> <p>B 災害時において住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備 (例) 防災行政無線 (同報系)、CATV、コミュニティFM、ひょうご防災ネット等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防災行政無線</td> <td>同報系</td> <td>23 市町</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>移動系</td> <td>26 市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>32 市町</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 被害状況の把握</td> <td>26 市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B 住民への情報伝達</td> <td>41 市町</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>県内市町数 41 市町</u></p>			整備数	整備率	防災行政無線	同報系	23 市町	56.1%	移動系	26 市町	63.4%	全体	32 市町	78.0%	A 被害状況の把握		26 市町	63.4%	B 住民への情報伝達		41 市町	100%	57	<p><u>送 (同報) するための無線である。市町は、公園や学校等に設置されたスピーカー (屋外拡声子局) や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一斉伝達している。災害時には、気象警報や避難勧告、Jアラート等の伝達に利用している。なお、災害時等における住民への情報伝達手段については、市町防災行政無線 (同報系) のほか、MCA陸上移動通信や簡易無線、CATV、有線放送、オフトーク通信、コミュニティFM放送、ひょうご防災ネットを含めると全市町において何らかの同報系情報伝達手段を保有している。</u></p> <p><u>B 移動系情報伝達手段</u> 市町防災行政無線 (移動系) は、市町庁舎、市町の車両、市町内の防災関係部署 (支所、学校、公民館等)、自主防災組織等の連絡用の無線である。災害時における市町の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係部署等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。なお、衛星携帯電話や簡易無線等で代替している市町もある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>23 市町</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29 市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40 市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>25 市町</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>3 市町</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>28 市町</td> <td>68.3%</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	23 市町	56.1%	その他同報系	29 市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40 市町	97.6%	全体(重複除く)	41 市町	100.0%	移動系	防災行政無線	25 市町	61.0%	その他移動系	3 市町	7.3%	全体(重複除く)	28 市町	68.3%	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
		整備数	整備率																																																		
防災行政無線	同報系	23 市町	56.1%																																																		
	移動系	26 市町	63.4%																																																		
	全体	32 市町	78.0%																																																		
A 被害状況の把握		26 市町	63.4%																																																		
B 住民への情報伝達		41 市町	100%																																																		
		整備数	整備率																																																		
同報系	防災行政無線	23 市町	56.1%																																																		
	その他同報系	29 市町	70.7%																																																		
	ひょうご防災ネット	40 市町	97.6%																																																		
	全体(重複除く)	41 市町	100.0%																																																		
移動系	防災行政無線	25 市町	61.0%																																																		
	その他移動系	3 市町	7.3%																																																		
	全体(重複除く)	28 市町	68.3%																																																		

頁	現行	頁	修正案	理由
57	<p><b>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</b></p> <p>県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機</li> <li>○電話、ファクシミリ</li> <li>○携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム 等）</li> <li>○インターネット</li> <li>○地域メディア（CATV、コミュニティFM 等）</li> <li>○サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき）</li> <li>○広報車</li> <li>○放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（公共情報コモンズを経由した連携を含む）</li> <li>○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡</li> <li>○アマチュア無線等情報ボランティアの協力</li> </ul> </div>	57	<p><b>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</b></p> <p>県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機、<u>簡易無線</u></li> <li>○電話、ファクシミリ</li> <li>○携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム 等）</li> <li>○<u>ホームページ</u></li> <li>○地域メディア（CATV、コミュニティFM 等）</li> <li>○サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき）</li> <li>○広報車</li> <li>○放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（公共情報コモンズを経由した連携を含む）</li> <li>○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡</li> <li>○アマチュア無線等情報ボランティアの協力</li> </ul> </div>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

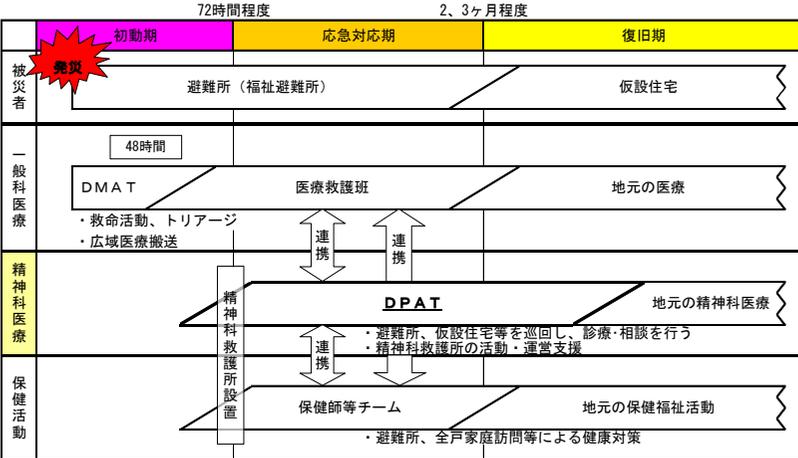
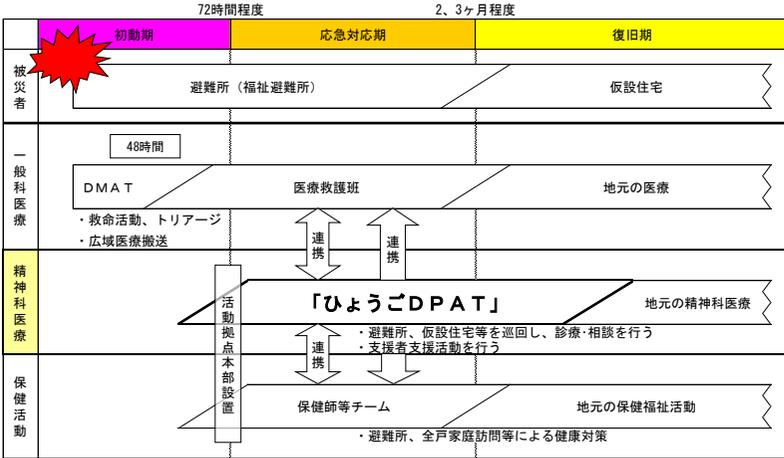
頁	現行	頁	修正案	理由																																																				
65	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 組織の確立</p> <p>(1) 常備消防</p> <p>平成25年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p>○ 常備消防設置状況 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市1町</td> <td>4,930</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市5町</td> <td>843</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,773</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防</p> <p>○ 消防団設置状況 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,873人</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市1町	4,930	一部事務組合	5	11市5町	843	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,773	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,873人	65	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 組織の確立</p> <p>(1) 常備消防</p> <p>平成26年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p>○ 常備消防設置状況 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市1町</td> <td>4,956</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市5町</td> <td>837</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,793</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防</p> <p>○ 消防団設置状況 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,647人</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市1町	4,956	一部事務組合	5	11市5町	837	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,793	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,647人	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																					
単 独	19	18市1町	4,930																																																					
一部事務組合	5	11市5町	843																																																					
事務委託	—	6町	—																																																					
計	24	29市12町	5,773																																																					
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																						
62	29市12町	43,873人																																																						
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																					
単 独	19	18市1町	4,956																																																					
一部事務組合	5	11市5町	837																																																					
事務委託	—	6町	—																																																					
計	24	29市12町	5,793																																																					
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																						
62	29市12町	43,647人																																																						

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																																															
67	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第2款 消防施設・設備の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 消防施設の整備</p> <p>(1) 現況</p> <p>② 消防職員・団員の数等 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td>56</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>116</td> <td>分団数</td> <td>1,257</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,773</td> <td>消防団員数</td> <td>43,873</td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	116	分団数	1,257	消防職員数	5,773	消防団員数	43,873	67	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第2款 消防施設・設備の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 消防施設の整備</p> <p>(1) 現況</p> <p>② 消防職員・団員の数等 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td>56</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>113</td> <td>分団数</td> <td>1,255</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,793</td> <td>消防団員数</td> <td>43,647</td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	113	分団数	1,255	消防職員数	5,793	消防団員数	43,647	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																																																																							
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																
出張所数	116	分団数	1,257																																																																																																
消防職員数	5,773	消防団員数	43,873																																																																																																
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																
出張所数	113	分団数	1,255																																																																																																
消防職員数	5,793	消防団員数	43,647																																																																																																
68	<p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>161</td> <td>525</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td>—</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>98</td> <td>13</td> <td>大型高所放水車</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>54</td> <td>—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>救急自動車</td> <td>218</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>48</td> <td>—</td> <td>救助工作車</td> <td>50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>26</td> <td>1,507</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>82</td> <td>409</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3(※)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ヘリコプターについては県所有分1機を含む</p>	種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	161	525	手引動力ポンプ	—	24	水槽付消防ポンプ自動車	98	13	大型高所放水車	3	—	はしご付消防自動車	54	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	218	—	化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—	小型動力ポンプ付積載車	26	1,507	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	82	409	ヘリコプター	3(※)	—	68	<p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>164</td> <td>514</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td>—</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>97</td> <td>19</td> <td>大型高所放水車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>53</td> <td>—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>救急自動車</td> <td>219</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>48</td> <td>—</td> <td>救助工作車</td> <td>50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>26</td> <td>1,509</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>97</td> <td>401</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3(※)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ヘリコプターについては県所有分1機を含む</p>	種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	164	514	手引動力ポンプ	—	20	水槽付消防ポンプ自動車	97	19	大型高所放水車	4	—	はしご付消防自動車	53	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	219	—	化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—	小型動力ポンプ付積載車	26	1,509	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	97	401	ヘリコプター	3(※)	—
種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団																																																																																														
普通消防ポンプ自動車	161	525	手引動力ポンプ	—	24																																																																																														
水槽付消防ポンプ自動車	98	13	大型高所放水車	3	—																																																																																														
はしご付消防自動車	54	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																														
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	218	—																																																																																														
化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—																																																																																														
小型動力ポンプ付積載車	26	1,507	消防艇	3	—																																																																																														
小型動力ポンプ	82	409	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																														
種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団																																																																																														
普通消防ポンプ自動車	164	514	手引動力ポンプ	—	20																																																																																														
水槽付消防ポンプ自動車	97	19	大型高所放水車	4	—																																																																																														
はしご付消防自動車	53	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																														
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	219	—																																																																																														
化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—																																																																																														
小型動力ポンプ付積載車	26	1,509	消防艇	3	—																																																																																														
小型動力ポンプ	97	401	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																														

頁	現行	頁	修正案	理由																																																				
68	<p>④ 消火水利の概要 (平成 25 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="241 280 938 663"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3">110,831</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4">17,639</td> <td>100m<sup>3</sup>以上</td> <td>973</td> </tr> <tr> <td>60～100 m<sup>3</sup></td> <td>1,188</td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m<sup>3</sup></td> <td>13,071</td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m<sup>3</sup></td> <td>2,407</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3">536</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3">1,039</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">879</td> </tr> </table>	消火栓	110,831			防火水槽	17,639	100m <sup>3</sup> 以上	973	60～100 m <sup>3</sup>	1,188	40～ 60 m <sup>3</sup>	13,071	20～ 40 m <sup>3</sup>	2,407	井 戸	536			プール	1,039			その他	879			68	<p>④ 消火水利の概要 (平成 <u>26</u> 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1169 276 1865 659"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3"><u>111,423</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4"><u>17,757</u></td> <td>100m<sup>3</sup>以上</td> <td><u>974</u></td> </tr> <tr> <td>60～100 m<sup>3</sup></td> <td><u>1,204</u></td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m<sup>3</sup></td> <td><u>13,186</u></td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m<sup>3</sup></td> <td><u>2,393</u></td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3"><u>552</u></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3"><u>1,035</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">879</td> </tr> </table>	消火栓	<u>111,423</u>			防火水槽	<u>17,757</u>	100m <sup>3</sup> 以上	<u>974</u>	60～100 m <sup>3</sup>	<u>1,204</u>	40～ 60 m <sup>3</sup>	<u>13,186</u>	20～ 40 m <sup>3</sup>	<u>2,393</u>	井 戸	<u>552</u>			プール	<u>1,035</u>			その他	879			<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
消火栓	110,831																																																							
防火水槽	17,639	100m <sup>3</sup> 以上	973																																																					
		60～100 m <sup>3</sup>	1,188																																																					
		40～ 60 m <sup>3</sup>	13,071																																																					
		20～ 40 m <sup>3</sup>	2,407																																																					
井 戸	536																																																							
プール	1,039																																																							
その他	879																																																							
消火栓	<u>111,423</u>																																																							
防火水槽	<u>17,757</u>	100m <sup>3</sup> 以上	<u>974</u>																																																					
		60～100 m <sup>3</sup>	<u>1,204</u>																																																					
		40～ 60 m <sup>3</sup>	<u>13,186</u>																																																					
		20～ 40 m <sup>3</sup>	<u>2,393</u>																																																					
井 戸	<u>552</u>																																																							
プール	<u>1,035</u>																																																							
その他	879																																																							

頁	現行	頁	修正案	理由
70	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第3款 大規模火災時の避難計画</p> <p>第2 内容</p> <p>1 延焼火災の危険性の予測</p> <p>※対象は、以下の31市町の市街化区域内もしくは用途地域内 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川長、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町</p>	70	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第3款 大規模火災時の避難計画</p> <p>第2 内容</p> <p>1 延焼火災の危険性の予測</p> <p>※対象は、以下の31市町の市街化区域内もしくは用途地域内 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、<u>猪名川町</u>、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町</p>	誤字の修正

頁	現行	頁	修正案	理由																																																							
78	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>第2 内容 ＜参考＞ ○ こころのケアチーム（DPAT）とは（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）</p> <table border="1" data-bbox="203 592 969 999"> <caption>こころのケアチームDPATの活動内容</caption> <tr><td>目的</td><td colspan="3">被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援</td></tr> <tr><td>活動期間</td><td colspan="3">概ね、救命活動終了後～復旧期</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td colspan="3">医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う</td></tr> <tr><td>活動拠点</td><td colspan="3">DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）</td></tr> <tr><td>活動場所</td><td colspan="3">救護所、避難所、仮設住宅等</td></tr> <tr><td>対象者</td><td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災前から精神科疾患に罹患しているもの</li> <li>被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む）</li> <li>支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等）</li> </ul> </td></tr> <tr><td>チーム構成</td><td colspan="3">                     精神科病院単位を基本として登録                      精神科医師 1名                      精神科看護師等 1名                      精神保健福祉士、臨床心理士 1名                      ロジスティクス（公的機関職員） 1名                 </td></tr> </table>	目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援			活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期			活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う			活動拠点	DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）			活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等			対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災前から精神科疾患に罹患しているもの</li> <li>被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む）</li> <li>支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等）</li> </ul>			チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） 1名			<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>第2 内容 ＜参考＞ ○ <u>「ひょうごDPAT」</u>とは（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）</p> <table border="1" data-bbox="1144 592 1910 999"> <caption><u>「ひょうごDPAT」</u>の活動内容</caption> <tr><td>目的</td><td colspan="3">被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援</td></tr> <tr><td>活動期間</td><td colspan="3">概ね、救命活動終了後～復旧期</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td colspan="3">医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う</td></tr> <tr><td>活動拠点</td><td colspan="3">DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）</td></tr> <tr><td>活動場所</td><td colspan="3">救護所、避難所、仮設住宅等</td></tr> <tr><td>対象者</td><td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災前から精神科疾患に罹患しているもの</li> <li>被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む）</li> <li>支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等）</li> </ul> </td></tr> <tr><td>チーム構成</td><td colspan="3">                     精神科病院単位を基本として登録                      精神科医師 1名                      精神科看護師等 1名                      精神保健福祉士、臨床心理士 1名                      ロジスティクス（公的機関職員） <u>1～2名</u> <span style="color:red">計4～5名</span> </td></tr> </table>	目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援			活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期			活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う			活動拠点	DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）			活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等			対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災前から精神科疾患に罹患しているもの</li> <li>被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む）</li> <li>支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等）</li> </ul>			チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） <u>1～2名</u> <span style="color:red">計4～5名</span>			<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援																																																										
活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期																																																										
活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う																																																										
活動拠点	DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）																																																										
活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等																																																										
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災前から精神科疾患に罹患しているもの</li> <li>被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む）</li> <li>支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等）</li> </ul>																																																										
チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） 1名																																																										
目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援																																																										
活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期																																																										
活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う																																																										
活動拠点	DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）																																																										
活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等																																																										
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災前から精神科疾患に罹患しているもの</li> <li>被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む）</li> <li>支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等）</li> </ul>																																																										
チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） <u>1～2名</u> <span style="color:red">計4～5名</span>																																																										

頁	現行	頁	修正案	理由
78	<p data-bbox="206 194 840 226">○ 災害時における DMAT、医療救護班と DPAT の動き</p>  <p>The diagram shows a timeline from 'Initial Period' (72 hours) to 'Recovery Period' (2-3 months). It details the roles of DMAT (48-hour initial response), medical rescue teams, DPAT (operating from a psychiatric care center), and welfare teams across different stages: disaster, emergency response, and recovery.</p>	78	<p data-bbox="1146 194 1926 268">○ 災害時における「ひょうごDPAT」と医療救護班、保健師チームとの連携</p>  <p>The revised diagram replaces the standard DPAT with 'Hyougo DPAT' and introduces a 'Activity Point Main Facility' (活動拠点本部設置). It maintains the same timeline and phases but updates the specific activities and coordination points for the disaster response and recovery periods.</p>	<p data-bbox="1953 194 2177 268">所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
81	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 内容 2 緊急交通路予定路線の事前指定 (1) 緊急交通路の確保</p> <p>県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、被害想定状況、河川等の地理的条件等を勘案して、県内を阪神地域、東・西播地域、但馬・丹波地域及び淡路地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定するとともに、その周知を図る。また、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</p>	81	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 内容 2 緊急交通路予定路線の事前指定 (1) 緊急交通路の確保</p> <p>県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、被害想定状況、河川等の地理的条件等を勘案して、県内を阪神地域、東・西播地域、但馬・丹波地域及び淡路地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定するとともに、その周知を図る。</p> <p>また、<u>道路管理者は</u>、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
86	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 災害時帰宅困難者対策の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時帰宅困難者への支援</p> <p>(1) 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合が関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。</p> <p>2 普及啓発</p> <p>(1) 協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき県等が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示することとする。</p>	86	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 災害時帰宅困難者対策の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時帰宅困難者への支援</p> <p>(1) 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合が関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。</p> <p>2 普及啓発</p> <p>(1) 協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき関西広域連合が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
87	<p>〔資料〕「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」</p>	87	<p>〔資料〕「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
97	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 廃棄物対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p>県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)及び兵庫県環境整備事業協同組合との間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p> <p>協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に依頼・調整</p> <p>② ①に基づき各団体が被災市町を応援</p>	97	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 廃棄物対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p>県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)、<u>兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合</u>との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p> <p>協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整</p> <p>② ①に基づき各団体が被災市町を応援</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
102	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実  第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備  〔実施機関：県企画県民部、 <u>県企画県民部防災企画局</u> 、市町〕	102	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実  第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備  〔実施機関：県企画県民部、市町〕	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由												
104	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 津波災害対策の推進</p> <p>第1 趣旨</p> <p>津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、大津波警報・津波警報・注意報や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>2 防潮堤等<b>海岸施設</b>の整備</p> <p>【津波対策の基本的な考え方】</p> <p>発生頻度を踏まえた「2つのレベルの津波」に応じた整備を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象津波</th> <th>基本的な考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1津波対策 (発生頻度が高い津波)</td> <td>防潮堤等で津波の越流を防ぐ。</td> </tr> <tr> <td>レベル2津波対策 (最大クラスの津波)</td> <td>津波の越流を一部許容するが、防潮堤等のねぼり強い構造への改良等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 大津波警報・津波警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 津波警報・注意報伝達の迅速化、確実化</p> <p>防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市町等への津波警報・注意報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波警報・注意報伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど津波防災体制を強化することとする。</p> <p>(2) 通報・通信手段の確保</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、広域かつ確実に津波警報・注意報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。</p>	対象津波	基本的な考え方	レベル1津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。	レベル2津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等のねぼり強い構造への改良等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。	104	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 津波災害対策の推進</p> <p>第1 趣旨</p> <p>津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、<b>津波警報等</b>や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>2 防潮堤等の整備</p> <p>【津波対策の基本的な考え方】</p> <p>発生頻度を踏まえた「2つのレベルの津波」に応じた整備を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象津波</th> <th>基本的な考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1津波対策 (発生頻度が高い津波)</td> <td>防潮堤等で津波の越流を防ぐ。</td> </tr> <tr> <td>レベル2津波対策 (最大クラスの津波)</td> <td>津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の<b>基礎部洗掘対策</b>等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <b>津波警報等</b>、避難指示等の情報伝達体制の整備</p> <p>(1) <b>津波警報等</b>伝達の迅速化、確実化</p> <p>防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市町等への<b>津波警報等</b>伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における<b>津波警報等</b>伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど津波防災体制を強化することとする。</p> <p>(2) 通報・通信手段の確保</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、広域かつ確実に<b>津波警報等</b>を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。</p>	対象津波	基本的な考え方	レベル1津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。	レベル2津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の <b>基礎部洗掘対策</b> 等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。	関係機関からの意見に基づく修正
対象津波	基本的な考え方															
レベル1津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。															
レベル2津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等のねぼり強い構造への改良等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。															
対象津波	基本的な考え方															
レベル1津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。															
レベル2津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の <b>基礎部洗掘対策</b> 等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。															
105	<p>(2) 通報・通信手段の確保</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、広域かつ確実に津波警報・注意報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。</p>	105	<p>(2) 通報・通信手段の確保</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、広域かつ確実に<b>津波警報等</b>を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。</p>													

頁	現行	頁	修正案	理由
113	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>8 学校における防災教育</p> <p>(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図る。</p> <p>② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p> <p>ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成（上限150名）</li> </ul>	113	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>8 学校における防災教育</p> <p>(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図る。</p> <p>② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p> <p>ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成（<u>170名程度</u>）</li> </ul>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
123	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第1款 地震防災緊急事業の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>3 要件</p> <p>(1) 都道府県地域防災計画に（市村事業は市町村地域防災計画にも）定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。</p> <p>4 対象施設</p> <p>(5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）</p>	123	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第1款 地震防災緊急事業の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>3 要件</p> <p>(1) 都道府県地域防災計画に（<u>市町村</u>事業は市町村地域防災計画にも）定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。</p> <p>4 対象施設</p> <p>(5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の<u>外郭施設</u>、同項第3号の<u>係留施設</u>及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）</p>	誤字の修正

頁	現行	頁	修正案	理由																								
130	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容</p> <p>5 その他の施設の整備</p> <p>施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 584 965 842"> <tr> <td>道路施設</td> <td>各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>河川施設</td> <td>河川管理者は、防災活動拠点等として利用できる河川施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>港湾緑地</td> <td>港湾管理者は、広域防災拠点等として活用する緑地整備を図るとともに、耐震強化岸壁の整備に併せて、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>海岸管理者は、避難地としての機能を有する海岸施設の整備により、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>公園施設</td> <td>公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td>学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。</td> </tr> </table>	道路施設	各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。	河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として利用できる河川施設の整備に努めることとする。	港湾緑地	港湾管理者は、広域防災拠点等として活用する緑地整備を図るとともに、耐震強化岸壁の整備に併せて、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう努めることとする。	海岸施設	海岸管理者は、避難地としての機能を有する海岸施設の整備により、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。	公園施設	公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。	学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。	130	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容</p> <p>5 その他の施設の整備</p> <p>施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 574 1910 833"> <tr> <td>道路施設</td> <td>各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>河川施設</td> <td>河川管理者は、防災活動拠点等として利用できる河川施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>港湾緑地</td> <td>港湾管理者は、防災施設として活用できる緑地整備や耐震強化岸壁の整備に努める。また、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう配慮することとする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>海岸管理者は、避難地としての機能を求められる場合には、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>公園施設</td> <td>公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。</td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td>学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。</td> </tr> </table>	道路施設	各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。	河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として利用できる河川施設の整備に努めることとする。	港湾緑地	港湾管理者は、防災施設として活用できる緑地整備や耐震強化岸壁の整備に努める。また、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう配慮することとする。	海岸施設	海岸管理者は、避難地としての機能を求められる場合には、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。	公園施設	公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。	学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
道路施設	各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。																											
河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として利用できる河川施設の整備に努めることとする。																											
港湾緑地	港湾管理者は、広域防災拠点等として活用する緑地整備を図るとともに、耐震強化岸壁の整備に併せて、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう努めることとする。																											
海岸施設	海岸管理者は、避難地としての機能を有する海岸施設の整備により、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。																											
公園施設	公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。																											
学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。																											
道路施設	各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。																											
河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として利用できる河川施設の整備に努めることとする。																											
港湾緑地	港湾管理者は、防災施設として活用できる緑地整備や耐震強化岸壁の整備に努める。また、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう配慮することとする。																											
海岸施設	海岸管理者は、避難地としての機能を求められる場合には、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。																											
公園施設	公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。																											
学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。																											

頁	現行	頁	修正案	理由
131	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>2 公共施設の耐震化</p> <p>(1) 県は、耐震化が必要な県有施設について、県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震改修等を計画的に推進することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐用警察署の耐震化</li> <li>・ 総合リハビリテーションセンター管理棟の耐震化</li> </ul> <p><u>また、県立学校については、県立学校耐震化10カ年作戦（平成16～25年度）に基づき、耐震化を図ることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>豊岡総合高校等</u></li> </ul>	131	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>2 公共施設の耐震化</p> <p>(1) 県は、耐震化が必要な県有施設 <u>(県立学校を含む)</u> について、県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震改修等を計画的に推進することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐用警察署の耐震化</li> <li>・ 総合リハビリテーションセンター管理棟の耐震化</li> </ul> <p>&lt;削除&gt;</p>	所管課からの意見に基づく修正
132	<p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>(3) 民間建築物に対する補助</p> <p>② わが家の耐震改修促進事業</p> <p>ア 住宅耐震改修計画策定費補助</p> <p>耐震改修計画策定（工事費用の見積りを含む）とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対象者] 県内に対象住宅を所有する者</p> <p>[補助対象] 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用</p>	132	<p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>(3) 民間建築物に対する補助</p> <p>② <u>ひょうご住まいの耐震化促進事業</u></p> <p>ア <u>住宅耐震化補助</u></p> <p><u>(ア) 耐震改修計画策定費補助</u></p> <p>耐震改修計画策定（工事費用の見積りを含む）とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅<u>のうち</u>、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対象者] 県内に対象住宅を所有する者</p> <p>[補助対象] 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
132	<p>[補助金額] 補助対象となる費用の3分の2以内 (補助限度額：戸建住宅＝20万円、 共同住宅：12万円／戸)</p> <p>イ 住宅耐震改修工事費補助 住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下）</p> <p>[補助対象] ① 安全性を確保するための、次の工事（付帯工事を含む）に要する費用 ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ 屋根の軽量化 ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強</p> <p>② <u>耐震診断で評点が0.7以上の木造戸建住宅において実施する次のいずれかの部分改修型工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事に要する費用（平成21年度～）</u> ア 「非常に重い屋根」を「重い屋根」又は「軽い屋根」へ葺き替える屋根の軽量化工事 イ 一階四隅（出隅部）への耐力壁設置工事 ウ 一階出隅部の柱頭、柱脚における金物等による接合部補強工事</p> <p>③ <u>居室耐震型（シェルター型）工事に要する費用</u></p>	132	<p>[補助金額] 補助対象となる費用の3分の2以内 (補助限度額：戸建住宅＝20万円、 共同住宅：12万円／戸)</p> <p><u>(イ) 耐震改修工事費補助</u> 住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の<u>うち</u>、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下）</p> <p>[補助対象] 安全性を確保するための、次の工事（付帯工事を含む）に要する費用 ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ 屋根の軽量化 ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強</p> <p>&lt;削除&gt;</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
133				

頁	現行	頁	修正案	理由
133	<p>[補助金額] ① 戸建住宅 補助対象となる費用の3分の1以内 (補助限度額: 80万円) <u>(評点0.7未満は93.3万円)</u></p> <p>② 共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額: 40万円/戸)</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	132	<p>[補助金額] ① 戸建住宅 補助対象となる費用の3分の1以内 (補助限度額: <u>100</u>万円)</p> <p>② 共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額: 40万円/戸)</p> <p><u>イ 部分型耐震化補助</u> <u>部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する県民に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</u></p> <p><u>(ア) 簡易耐震改修工事費補助</u> <u>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</u> <u>[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者(給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下)</u> <u>[補助対象] 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上(木造)又はIs0.3以上(木造以外)となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び次の工事(附帯工事を含む)に要する経費</u> <u>ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強</u> <u>イ 屋根の軽量化</u> <u>ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強</u> <u>[補助金額] 50万円(定額)</u></p> <p><u>(イ) シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助</u> <u>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐</u></p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
	<p>&lt;新設&gt;</p>	133	<p><u>震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</u></p> <p><u>[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下）</u></p> <p><u>[補助対象] 家屋が倒壊しても一定の空間を確保できる装置の設置に要する経費（シェルター型）又は屋根を軽量化する工事に要する費用（屋根軽量化）</u></p> <p><u>[補助金額] 50万円（定額）</u></p> <p><u>ウ 住宅建替補助</u></p> <p><u>所有する住宅の安全性を改修工事ではなく、建替えにより確保しようとする県民に対し、建替工事に要する費用の一部を補助する。</u></p> <p><u>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</u></p> <p><u>[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下）</u></p> <p><u>[補助対象] 建替え及び除却に要する費用</u></p> <p><u>[補助金額] 100万円（定額）</u></p> <p><u>③ 防災ベッド等設置助成事業</u></p> <p><u>大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する県民に対し、設置に要する費用の一部を補助する。</u></p> <p><u>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入し</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
133	<p><u>ウ 住宅耐震改修工事費補助（被災特例分）</u>  <u>平成 25 年 4 月 13 日に発生した淡路島を震源とする地震により、一部損壊（損害割合 10%以上）以上の被害を受けた戸建住宅の耐震改修工事を行う方（＝所有者）に対して、補助金額の引上げ等を行う。</u>  <u>[対象住宅] 住宅耐震改修工事費補助と同じ</u>  <u>[対象者] 平成 25 年 4 月 13 日に発生した淡路島を震源とする地震により、一部損壊（損害割合 10%以上）以上の被害を受けた戸建住宅を所有する方（特例の適用を受けるためには、市町長が発行した「り災証明書の写し」の提出が必要）</u>  <u>[補助対象] 住宅耐震改修工事費補助と同じ</u>  <u>[補助金額] 補助対象となる費用の 2 分の 1 以内（補助限度額：120 万円）</u>  <u>（評点 0.7 未満の木造戸建は 140 万円）</u></p> <p><u>エ 簡易な耐震改修定額助成パック</u>  <u>[対象住宅] 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低い（評点 0.7 未満）と診断された木造戸建住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</u>  <u>[対象者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円以下）</u>  <u>[補助対象] 耐震改修の結果、評点が 0.7 以上となる耐震</u></p>	133	<p><u>ている住宅又は加入する住宅</u>  <u>[対象者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円以下）</u>  <u>[補助対象] 防災ベッド等の設置に要する費用</u>  <u>[補助金額] 10 万円（定額）</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
133	<p><u>改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び次の工事（附帯工事を含む）に要する費用（総額が 50 万円以上のものに限る）</u></p> <p>ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強</p> <p>イ 屋根の軽量化</p> <p>ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強</p> <p><u>[補助金額] 50 万円（定額）</u></p> <p><u>オ 簡易な耐震改修定額助成パック（被災特例分）</u></p> <p><u>[対象住宅] 簡易な耐震改修定額助成パックと同じ</u></p> <p><u>[対象者] 平成 25 年 4 月 13 日に発生した淡路島を震源とする地震により、一部損壊（損害割合 10%以上）以上の被害を受けた木造戸建住宅を所有する方（特例の適用を受けるためには、市町長が発行した「り災証明書の写し」の提出が必要）</u></p> <p><u>[補助対象] 耐震改修の結果、評点が 0.7 以上となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び次の工事（附帯工事を含む）に要する費用（総額が 70 万円以上のものに限る）</u></p> <p>ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強</p> <p>イ 屋根の軽量化</p> <p>ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強</p> <p><u>[補助金額] 70 万円（定額）</u></p>		<削除>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由																																							
134	<p>③ 多数の者が利用する施設の耐震化（耐震診断助成）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建築物</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、3階以上かつ1,000㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設の耐震診断</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>1,540千円/棟</td> </tr> </tbody> </table>	対象建築物	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、3階以上かつ1,000㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	1,540千円/棟	134	<p>④ 大規模多数利用建築物等の耐震化（用途毎に規模要件有）</p> <p><u>ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">昭和56年5月以前着工の建築物のうち法で耐震診断の義務付け対象となったもの</td> <td>耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6</td> <td>物販店、旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円</td> </tr> <tr> <td>補強設計 国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>改修工事 国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%</td> <td></td> <td>物販店、旅館等 365,000千円 小・中学校 219,000千円 幼稚園・保育所 110,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 大規模避難施設耐震化助成事業</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの</td> <td>耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6</td> <td>補助対象面積×㎡単価</td> </tr> <tr> <td>補強設計 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>改修工事 国2/5、県1/6、市町1/6、事業者4/15</td> <td></td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ウ 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の建築物のうち、法で耐震診断の指示対象となったもの</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の建築物のうち法で耐震診断の義務付け対象となったもの	耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	物販店、旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円	補強設計 国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	同上	改修工事 国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%		物販店、旅館等 365,000千円 小・中学校 219,000千円 幼稚園・保育所 110,000千円	対象	負担割合	補助対象限度額	大規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの	耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	補助対象面積×㎡単価	補強設計 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	同上	改修工事 国2/5、県1/6、市町1/6、事業者4/15		同上	対象建	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の建築物のうち、法で耐震診断の指示対象となったもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>					
対象建築物	負担割合	補助対象限度額																																									
昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、3階以上かつ1,000㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	1,540千円/棟																																									
対象	負担割合	補助対象限度額																																									
昭和56年5月以前着工の建築物のうち法で耐震診断の義務付け対象となったもの	耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	物販店、旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円																																									
	補強設計 国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	同上																																									
改修工事 国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%		物販店、旅館等 365,000千円 小・中学校 219,000千円 幼稚園・保育所 110,000千円																																									
対象	負担割合	補助対象限度額																																									
大規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの	耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	補助対象面積×㎡単価																																									
	補強設計 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	同上																																									
改修工事 国2/5、県1/6、市町1/6、事業者4/15		同上																																									
対象建	負担割合	補助対象限度額																																									
昭和56年5月以前着工の建築物のうち、法で耐震診断の指示対象となったもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円																																									
	<p>④ 私立学校の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象</th> <th colspan="2">補助率</th> <th colspan="2">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>Is値0.3未満</th> <th>Is値0.3以上</th> <th>小・中・高等学校</th> <th>幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前に建築された教育施設</td> <td>国1/2、県1/6、学校法人1/3</td> <td>国1/3、県1/6、学校法人1/2</td> <td>400万円以上 2億円以下</td> <td>400万円以上 1億円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 医療施設の耐震化</p> <p>⑥ 福祉施設等の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者（児）福祉施設等</td> <td>社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所等</td> <td>国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4</td> </tr> </tbody> </table>	対象	補助率		補助限度額		Is値0.3未満	Is値0.3以上	小・中・高等学校	幼稚園	昭和56年5月以前に建築された教育施設	国1/2、県1/6、学校法人1/3	国1/3、県1/6、学校法人1/2	400万円以上 2億円以下	400万円以上 1億円以下	対象施設	負担割合等	障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4	障害福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4		<p>⑤ 私立学校の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象</th> <th colspan="2">補助率</th> <th colspan="2">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>Is値0.3未満</th> <th>Is値0.3以上</th> <th>小・中・高等学校</th> <th>幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の教育施設</td> <td>国1/2、県1/6、学校法人1/3</td> <td>国1/3、県1/6、学校法人1/2</td> <td>400万円以上 2億円以下</td> <td>400万円以上 1億円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥ 医療施設の耐震化</p> <p>⑦ 福祉施設等の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の障害者（児）福祉施設等</td> <td>社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4</td> </tr> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の障害福祉サービス事業所等</td> <td>国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4</td> </tr> </tbody> </table>	対象	補助率		補助限度額		Is値0.3未満	Is値0.3以上	小・中・高等学校	幼稚園	昭和56年5月以前着工の教育施設	国1/2、県1/6、学校法人1/3	国1/3、県1/6、学校法人1/2	400万円以上 2億円以下	400万円以上 1億円以下	対象施設	負担割合等	昭和56年5月以前着工の障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4	昭和56年5月以前着工の障害福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4
対象	補助率		補助限度額																																								
	Is値0.3未満	Is値0.3以上	小・中・高等学校	幼稚園																																							
昭和56年5月以前に建築された教育施設	国1/2、県1/6、学校法人1/3	国1/3、県1/6、学校法人1/2	400万円以上 2億円以下	400万円以上 1億円以下																																							
対象施設	負担割合等																																										
障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4																																										
障害福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4																																										
対象	補助率		補助限度額																																								
	Is値0.3未満	Is値0.3以上	小・中・高等学校	幼稚園																																							
昭和56年5月以前着工の教育施設	国1/2、県1/6、学校法人1/3	国1/3、県1/6、学校法人1/2	400万円以上 2億円以下	400万円以上 1億円以下																																							
対象施設	負担割合等																																										
昭和56年5月以前着工の障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4																																										
昭和56年5月以前着工の障害福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4																																										

頁	現行	頁	修正案	理由																																												
134	<p>⑦ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</p> <table border="1" data-bbox="208 236 965 389"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th></th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、高さが前面道路の概ね1/2を超えるもの</td> <td>耐震診断 補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>4,630千円/棟</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>〃</td> <td>146,000千円/棟</td> </tr> <tr> <td>建物除却</td> <td>〃</td> <td>61,800千円/棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧ 津波避難ビルの耐震化</p> <table border="1" data-bbox="208 443 965 555"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th></th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断</td> <td></td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>6,690千円/棟</td> </tr> </tbody> </table>	対象		負担割合	補助対象限度額	緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、高さが前面道路の概ね1/2を超えるもの	耐震診断 補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	4,630千円/棟	耐震改修	〃	146,000千円/棟	建物除却	〃	61,800千円/棟	対象		負担割合	補助対象限度額	大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断		国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,690千円/棟	135	<p>⑧ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</p> <table border="1" data-bbox="1153 236 1910 389"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th></th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの</td> <td>耐震診断 補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>6,170千円/棟</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>〃</td> <td>146,000千円/棟</td> </tr> <tr> <td>建物除却</td> <td>〃</td> <td>61,800千円/棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨ 津波避難ビルの耐震化</p> <table border="1" data-bbox="1153 443 1910 555"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th></th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の建築物の耐震診断</td> <td></td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>6,690千円/棟</td> </tr> </tbody> </table>	対象		負担割合	補助対象限度額	緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断 補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,170千円/棟	耐震改修	〃	146,000千円/棟	建物除却	〃	61,800千円/棟	対象		負担割合	補助対象限度額	大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の建築物の耐震診断		国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,690千円/棟	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
対象		負担割合	補助対象限度額																																													
緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、高さが前面道路の概ね1/2を超えるもの	耐震診断 補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	4,630千円/棟																																													
	耐震改修	〃	146,000千円/棟																																													
	建物除却	〃	61,800千円/棟																																													
対象		負担割合	補助対象限度額																																													
大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断		国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,690千円/棟																																													
対象		負担割合	補助対象限度額																																													
緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断 補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,170千円/棟																																													
	耐震改修	〃	146,000千円/棟																																													
	建物除却	〃	61,800千円/棟																																													
対象		負担割合	補助対象限度額																																													
大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の建築物の耐震診断		国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,690千円/棟																																													

頁	現行	頁	修正案	理由
142	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第6款 災害危険区域対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 危険住宅の除却又は移転</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費</p> <p>補助限度額 4,150千円 (土地を取得しない場合 3,190千円)</p> <p>年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息 について助成</p> <p>負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4</p> <p><u>(注) 助成費の補助限度額は、平成26年度の額である。</u></p>	143	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第6款 災害危険区域対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 危険住宅の除却又は移転</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費</p> <p>補助限度額 4,150千円 (土地を取得しない場合 3,190千円)</p> <p>年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息 について助成</p> <p>負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4</p>	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																								
144	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>第2 内容 1 河川施設の整備 (1) 事業計画 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="190 571 974 630"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24～</td> <td>高潮対策事業</td> <td>9 河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 海岸施設の整備 (1) 事業計画 イ 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="190 790 974 992"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他）</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	24～	高潮対策事業	9 河川	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他）	145	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>第2 内容 1 河川施設の整備 (1) 事業計画 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1131 571 1915 630"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24～</td> <td><u>地震</u>・高潮対策事業</td> <td>9 河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 海岸施設の整備 (1) 事業計画 イ 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1131 790 1915 1013"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 <u>海岸堤防老朽化対策緊急事業</u></td> <td>沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他） <u>妻鹿漁港海岸（排水機場他）</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	24～	<u>地震</u> ・高潮対策事業	9 河川	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 <u>海岸堤防老朽化対策緊急事業</u>	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他） <u>妻鹿漁港海岸（排水機場他）</u>	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																										
24～	高潮対策事業	9 河川																										
事業名	事業内容																											
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）																											
(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他）																											
年度	事業名	事業内容																										
24～	<u>地震</u> ・高潮対策事業	9 河川																										
事業名	事業内容																											
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）																											
(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 <u>海岸堤防老朽化対策緊急事業</u>	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸開改良他） <u>妻鹿漁港海岸（排水機場他）</u>																											

頁	現行	頁	修正案	理由											
146	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路事業</td> <td rowspan="3">緊急輸送道路等の整備を実施する。</td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> </tr> <tr> <td>交通安全施設等整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。	街路事業	交通安全施設等整備事業	147	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路事業</td> <td rowspan="2">緊急輸送道路等の整備を実施する。</td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。	街路事業	所管課からの意見に基づく修正
事業名	事業内容														
道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。														
街路事業															
交通安全施設等整備事業															
事業名	事業内容														
道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。														
街路事業															
147	<p>4 落橋防止</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁補修事業</td> <td>老朽化対策や耐震補強工事等の順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	橋梁補修事業	老朽化対策や耐震補強工事等の順次実施	148	<p>4 落橋防止</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁耐震対策事業</td> <td>耐震補強工事等の順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	橋梁耐震対策事業	耐震補強工事等の順次実施				
事業名	事業内容														
橋梁補修事業	老朽化対策や耐震補強工事等の順次実施														
事業名	事業内容														
橋梁耐震対策事業	耐震補強工事等の順次実施														

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																																	
148	<p><b>5 道路情報の提供</b></p> <p>「道の駅」には、道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための情報の提供に加え、緊急災害時には通行規制箇所等の情報提供を行う。</p> <p>○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="185 443 974 762"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市新宮町平野99-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市岩屋1873-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用郡佐用町平福988-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木南山線</td> <td>加東市南山1-5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市青垣町西芦田540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>美方郡香美町村岡区長瀬字933-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道 427号</td> <td>多可郡多可町加美区鳥羽733-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道 175号</td> <td>丹波市春日野町七日市710</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道 250号</td> <td>たつの市御津町室津896-23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道 178号</td> <td>美方郡香美町香住区餘部1723-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等</td> </tr> </tbody> </table>	駅名	路線名	所在地	備考	しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2		あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1		宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1		とうじょう	県道 平木南山線	加東市南山1-5-1		あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540		あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1		R427かみ	国道 427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1		丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市春日野町七日市710		みつ	国道 250号	たつの市御津町室津896-23		あまるべ	国道 178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4		提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等				149	<p><b>5 道路情報の提供</b></p> <p>「道の駅」には、道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための<u>道路規制・渋滞・気象情報等</u>の提供に加え、緊急災害時には通行規制箇所等の情報提供を行う。</p> <p>○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所 <u>(県管理分)</u></p> <table border="1" data-bbox="1198 443 1832 762"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市</td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市</td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用町</td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木南山線</td> <td>加東市</td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>香美町</td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道 427号</td> <td>多可町</td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道 175号</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道 250号</td> <td>たつの市</td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道 178号</td> <td>香美町</td> </tr> </tbody> </table>	駅名	路線名	所在市町	しんぐう	国道 179号	たつの市	あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市	宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町	とうじょう	県道 平木南山線	加東市	あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市	あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町	R427かみ	国道 427号	多可町	丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市	みつ	国道 250号	たつの市	あまるべ	国道 178号	香美町	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
駅名	路線名	所在地	備考																																																																																		
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2																																																																																			
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1																																																																																			
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1																																																																																			
とうじょう	県道 平木南山線	加東市南山1-5-1																																																																																			
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540																																																																																			
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1																																																																																			
R427かみ	国道 427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1																																																																																			
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市春日野町七日市710																																																																																			
みつ	国道 250号	たつの市御津町室津896-23																																																																																			
あまるべ	国道 178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4																																																																																			
提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等																																																																																					
駅名	路線名	所在市町																																																																																			
しんぐう	国道 179号	たつの市																																																																																			
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市																																																																																			
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町																																																																																			
とうじょう	県道 平木南山線	加東市																																																																																			
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市																																																																																			
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町																																																																																			
R427かみ	国道 427号	多可町																																																																																			
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市																																																																																			
みつ	国道 250号	たつの市																																																																																			
あまるべ	国道 178号	香美町																																																																																			

頁	現行	頁	修正案	理由																										
151	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第2 内容 1 県（農政環境部）所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="192 614 965 788"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">26</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場機能高度化事業</td> <td>(3地区)</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業</td> <td>(4地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	26	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(1地区)	漁港漁場機能高度化事業	(3地区)	水産物供給基盤機能保全事業	(4地区)	152	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第2 内容 1 県（農政環境部）所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1155 614 1917 794"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">27</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(3地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(5地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(3地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	27	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(1地区)	漁港施設機能強化事業	(3地区)	漁港機能保全事業	(5地区)	漁港施設機能強化事業	(3地区)	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																												
26	水産流通基盤整備事業	(1地区)																												
	水産生産基盤整備事業	(1地区)																												
	漁港漁場機能高度化事業	(3地区)																												
	水産物供給基盤機能保全事業	(4地区)																												
年度	事業名	事業内容																												
27	水産流通基盤整備事業	(1地区)																												
	水産生産基盤整備事業	(1地区)																												
	漁港施設機能強化事業	(3地区)																												
	漁港機能保全事業	(5地区)																												
	漁港施設機能強化事業	(3地区)																												

頁	現行	頁	修正案	理由																																																
153	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者の役割</p> <p>※空港管理者：空港管理事務所又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する法律及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律により運営権を設定されている場合は運営権者。</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定</p> <p>(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p> <p>○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>神戸</td> <td>阪神南</td> <td>阪神北</td> <td>東播磨</td> <td>北播磨</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>30</td> <td>14</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>27</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>中播磨</td> <td>西播磨</td> <td>但馬</td> <td>丹波</td> <td>淡路</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>264</td> </tr> </table>	地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	箇所数	30	14	24	19	27	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計	25	38	40	21	26	264	154	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者の役割</p> <p>※空港管理者：空港管理事務所又は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する法律」、<u>「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」</u>により運営権を設定されている場合は運営権者。</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定</p> <p>(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p> <p>○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>神戸</td> <td>阪神南</td> <td>阪神北</td> <td>東播磨</td> <td>北播磨</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td><u>27</u></td> <td>14</td> <td><u>25</u></td> <td><u>20</u></td> <td>27</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>中播磨</td> <td>西播磨</td> <td>但馬</td> <td>丹波</td> <td>淡路</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>21</td> <td>26</td> <td><u>263</u></td> </tr> </table>	地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	箇所数	<u>27</u>	14	<u>25</u>	<u>20</u>	27	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計	25	38	40	21	26	<u>263</u>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨																																															
箇所数	30	14	24	19	27																																															
中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計																																															
25	38	40	21	26	264																																															
地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨																																															
箇所数	<u>27</u>	14	<u>25</u>	<u>20</u>	27																																															
中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計																																															
25	38	40	21	26	<u>263</u>																																															

頁	現行	頁	修正案	理由
158	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第2 内容 1 大阪ガス(株)の取組 (2) 防災システムの強化 ⑤ 導管網のブロック化</p> <p>大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を11ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために85箇所を細分化したミドルブロック(中圧B導管)、157箇所のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p>	159	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第2 内容 1 大阪ガス(株)の取組 (2) 防災システムの強化 ⑤ 導管網のブロック化</p> <p>大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、<u>地形に合わせて12</u>ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために85箇所を細分化したミドルブロック(中圧B導管)、157箇所のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p>	関係機関からの意見に基づく修正
160	<p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組 (2) 防災システムの強化 ③ 地域防災事業所の設置</p> <p>県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、充てん所、LPガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。</p> <p>各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備</p>	161	<p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組 (2) 防災システムの強化 ③ 地域防災事業所の設置</p> <p>県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、<u>充填</u>所、LPガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。</p> <p>各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話<u>等</u>が整備</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由																										
160	<p>されている。</p> <p>○ 地域防災事業所組織図 (平成 26 年 3 月 20 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="197 284 981 395"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充てん所</th> <th>LPガススタンド*</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪 神</td> <td>尼崎市・西宮市・伊丹市の一部</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 防災体制の整備</p> <p>② 中核充てん所の設置</p> <p>大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12か所に中核充てん所(改正石油備蓄法第14条第1項により指定)を設置し、以下を実施する。</p>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充てん所	LPガススタンド*	容器検査所	阪 神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	3	1	161	<p>備されている。</p> <p>○ 地域防災事業所組織図 <u>(平成 27 年 4 月現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 284 1921 395"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充てん所</th> <th>LPガススタンド*</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪 神</td> <td>尼崎市・西宮市・伊丹市の一部</td> <td>2</td> <td><u>2</u></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 防災体制の整備</p> <p>② 中核充<u>填</u>所の設置</p> <p>大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12か所に中核充<u>填</u>所(改正石油備蓄法第14条第1項により指定)を設置し、以下を実施する。</p>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充てん所	LPガススタンド*	容器検査所	阪 神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	<u>2</u>	1	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
ブロック	地 域			防災事業所の種別・数																										
		充てん所	LPガススタンド*	容器検査所																										
阪 神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	3	1																										
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数																												
		充てん所	LPガススタンド*	容器検査所																										
阪 神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	<u>2</u>	1																										

頁	現行	頁	修正案	理由
162	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンクテレコム(株)</u>、ソフトバンクモバイル(株)]</p>	163	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)]</p>	関係機関からの意見に基づく修正
163	<p>第2 内容</p> <p>2 KDDIの取組</p> <p><u>KDDI(株)は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(1) 通信設備等に対する防災設計</p> <p>災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して</p>	164	<p>第2 内容</p> <p>2 KDDIの取組</p> <p><u>(1) 防災に関する関係機関との連絡調整</u></p> <p><u>災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。</u></p> <p><u>① 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。</u></p> <p><u>② 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。</u></p> <p><u>③ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。</u></p> <p><u>(2) 通信設備等に対する防災設計</u></p> <p>災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
163	<p>通信設備等の防災設計を行うこととする。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置することとする。</p> <p><b>(2) 通信網等の整備</b></p> <p>災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うこととする。</p> <p>① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。</p> <p>② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。</p> <p><b>(3) 災害対策用機器、車両等の配備</b></p> <p>災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備することとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	164	<p>通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置<u>する</u>。</p> <p><b><u>(3) 通信網等の整備</u></b></p> <p>災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う<u>もの</u>とする。</p> <p>① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。</p> <p>② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。</p> <p><b><u>(4) 災害対策用機器、車両等の配備</u></b></p> <p>災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。</p> <p><b><u>(5) 災害時における通信の疎通計画</u></b></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。</u></p> <p><b><u>(6) 社員の動員計画</u></b></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。</u></p> <p><b><u>(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請</u></b></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があるこ</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>



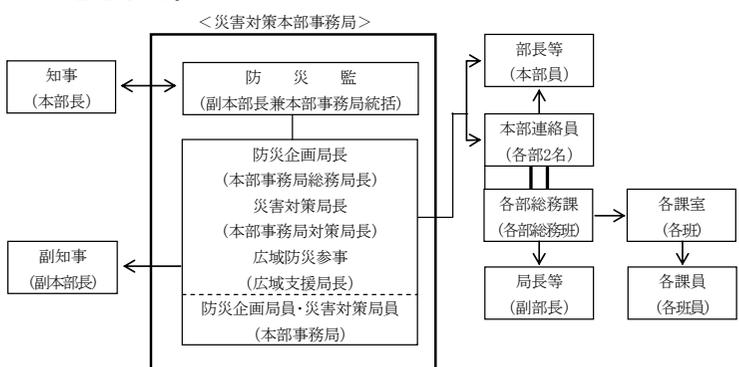
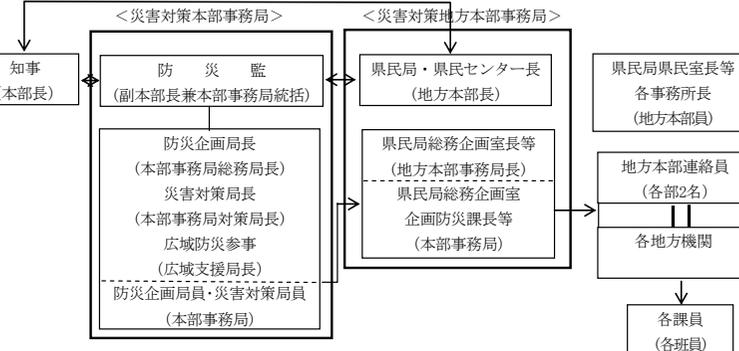
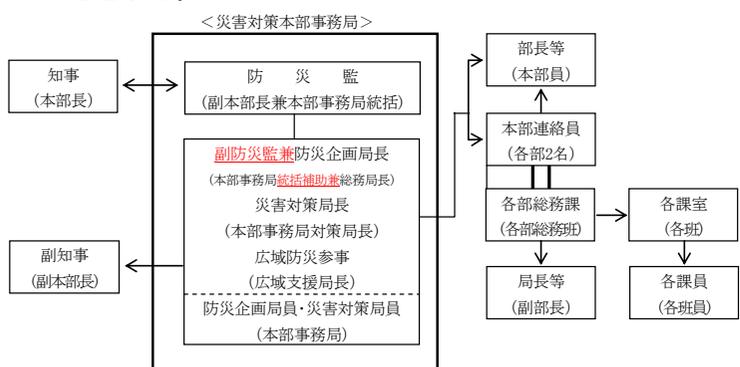
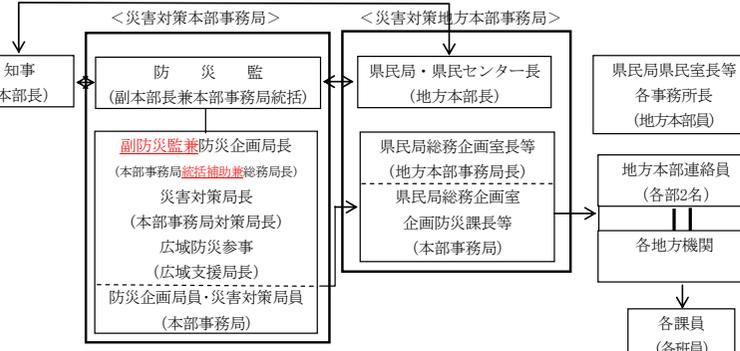
頁	現行	頁	修正案	理由
173	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第9節 危険物施設等の予防対策の実施</p> <p>[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、<u>産業労働部産業振興局</u>、消防本部、市町、危険物取扱関係事業者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱業者]</p>	174	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第9節 危険物施設等の予防対策の実施</p> <p>[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、消防本部、市町、危険物取扱関係事業者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱<u>事業者</u>]</p>	所管課からの意見に基づく修正
175	<p>第2 内容</p> <p>4 毒物・劇物施設の予防対策</p> <p>(1) 施設の保全及び耐震性の強化</p> <p>① 毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設について、毒物・劇物取扱業者は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努めることとする。</p> <p>② 関係機関は、前2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせることとする。</p> <p>③ 関係機関は、前2法により規制を受けない施設の実態把握に努めるとともに、毒物・劇物取扱業者は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、関係機関は、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努めることとする。</p>	176	<p>第2 内容</p> <p>4 毒物・劇物施設の予防対策</p> <p>(1) 施設の保全及び耐震性の強化</p> <p>① 毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設について、毒物・劇物取扱<u>事業者</u>は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努めることとする。</p> <p>② 関係機関は、前2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせることとする。</p> <p>③ 関係機関は、前2法により規制を受けない施設の実態把握に努めるとともに、毒物・劇物取扱<u>事業者</u>は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、関係機関は、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努めることとする。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
182	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第2節 地震に関する調査研究の推進</p> <p>3 防災関係機関における調査研究 (1) アジア防災センター(ADRC) アジア地域レベルでの多国間防災協力を推進する中心機関として、各国・関係機関の防災専門家の交流、防災情報の収集・提供、多国間防災協力に関する調査研究などの活動を行う。 平成10年7月に神戸東部新都心に開設。 平成15年4月に「人と防災未来センター東館」に移転。</p> <p>(5) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」 阪神・淡路大震災をはじめとする災害の経験、教訓やノウハウについて、研究員が防災関係機関の専門家や災害対策を経験した職員等から資料収集や詳細な聞き取りを行うなどの方法により、実戦的・総合的な調査研究を行い、総合防災学とも言うべき知識体系の確立を図る。 平成14年4月に神戸東部新都心に開設。</p>	182	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第2節 地震に関する調査研究の推進</p> <p>3 防災関係機関における調査研究 (1) アジア防災センター(ADRC) アジア地域レベルでの多国間防災協力を推進する中心機関として、各国・関係機関の防災専門家の交流、防災情報の収集・提供、多国間防災協力に関する調査研究などの活動を行う。 平成10年7月 神戸東部新都心に開設。 平成15年4月 「人と防災未来センター東館」に移転。</p> <p>(5) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」 阪神・淡路大震災をはじめとする災害の経験、教訓やノウハウについて、研究員が防災関係機関の専門家や災害対策を経験した職員等から資料収集や詳細な聞き取りを行うなどの方法により、実戦的・総合的な調査研究を行い、総合防災学とも言うべき知識体系の確立を図る。 平成14年4月 神戸東部新都心に開設。</p>	表現を合わせるための修正
183	<p>(6) WHO健康開発総合研究センター(WHO神戸センター) 社会、経済、及び環境の変化が及ぼす健康への影響、またそれらの保健政策への反映についての応用研究や大災害からの健康・保健関連の回復に関する支援活動を行う。 平成8年8月に開所。平成10年4月に神戸東部新都心に移転。</p>	183	<p>(6) WHO健康開発総合研究センター(WHO神戸センター) 社会、経済、及び環境の変化が及ぼす健康への影響、またそれらの保健政策への反映についての応用研究や大災害からの健康・保健関連の回復に関する支援活動を行う。 平成8年8月 開所。 平成10年4月 神戸東部新都心に移転。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
186	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第2節 復興10年総括検証・提言事業の成果の発信</p> <p>第1 趣旨</p> <p>阪神・淡路大震災は、高齢社会下の大都市を直撃した世界でも初めてといわれる震災であり、その教訓は全世界の共有財産として、今後の国内外の災害対策に生かしていくことが重要である。</p> <p>そこで、平成15～16年度に実施した復興10年総括検証・提言事業の成果について、県の減災対策や地域づくりに反映させることはもとより、国内外に広く発信する。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 検証事業の成果を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災から10年を迎えるのを機に、5年目に実施した「震災対策国際総合検証事業」の成果を踏まえ、総括検証、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの6分野、54テーマを選定し、学識経験者等の検証担当委員が、復興10年の取り組みについて、できたこと、できなかったこと、なぜできなかったのかなどを総括的に検証した。県等は、この総括検証で得られた459項目の提言について、その実現に向けて取り組んでいくこととする。</p> <p>2 内外への情報発信と継承</p> <p>検証事業の成果について、次の方法により情報発信及び継承を図っていくこととする。</p> <p>(1) インターネット等あらゆるメディアを介した国内外への情報</p>	186	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第2節 <u>震災の経験と教訓についての評価・検証成果の発信</u></p> <p>第1 趣旨</p> <p>阪神・淡路大震災は、高齢社会下の大都市を直撃した世界でも初めてといわれる震災であり、その教訓は全世界の共有財産として、今後の国内外の災害対策に<u>活</u>かしていくことが重要である。<u>また、広域複合災害として甚大な被害をもたらした東日本大震災は、南海トラフ巨大地震対策における多くの教訓をもたらした。</u></p> <p>復興10年総括検証・提言事業（平成15～16年度）や復興制度等提言事業（平成26年度）の成果を踏まえ、県の減災対策や地域づくりに反映させることはもとより、国内外に広く発信する。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 検証事業等の成果を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災から10年を迎えるのを機に、総括、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの6分野、54テーマを学識経験者等委員が総括的に検証し459項目の提言を<u>得た「復興10年総括検証・提言事業」と、阪神・淡路大震災と東日本大震災の復興制度等を比較・検証した「復興制度等提言事業」で得た成果</u>の実現に向けて取り組んでいくこととする。</p> <p>2 内外への情報発信と継承</p> <p>検証事業等の成果について、次の方法により情報発信及び継承を図っていくこととする。</p> <p>(1) インターネット等あらゆるメディアを介した国内外への情報</p>	所管課からの意見に基づく修正

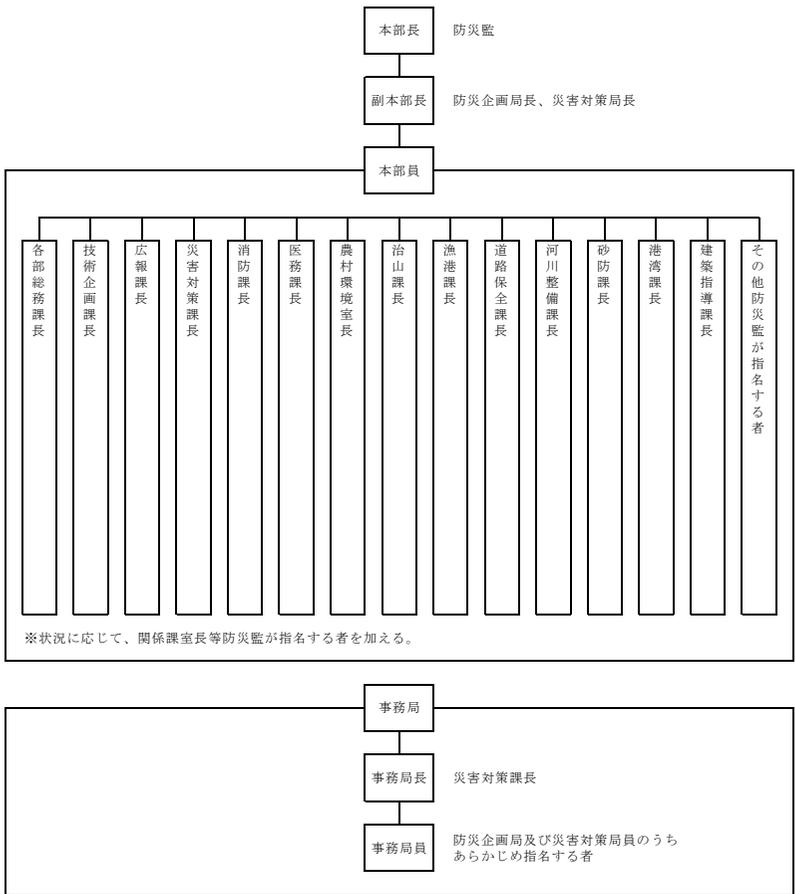
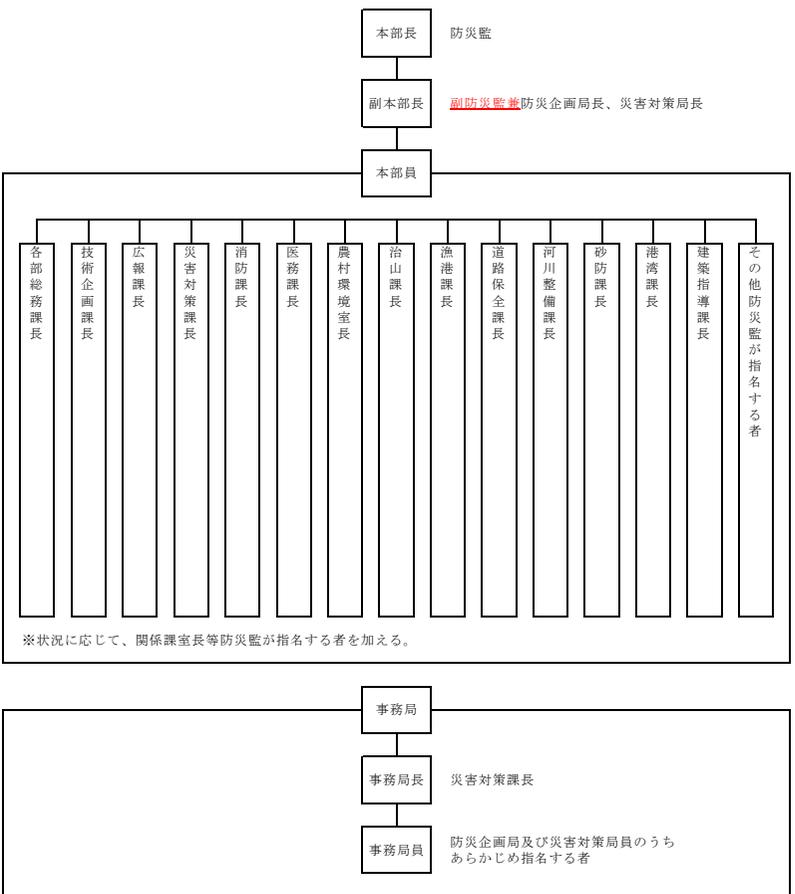
頁	現行	頁	修正案	理由
186	<p>発信</p> <p>(2) 国内外からの震災調査来県者への説明</p> <p>(3) 「人と防災未来センター」における情報発信と調査研究等による活用</p> <p>(4) 総括検証・提言に係る関連資料のデータベース化</p> <p>(5) 国内外の災害被災地への支援の際の知見の提供  <u>(検証事業報告書、CD-ROM等の全国主要図書館等への配布等)</u></p> <p><b>3 震災10年以降の復興フォローアップ</b></p> <p>①震災復興の残された2つの課題（高齢者の自立支援、まちなぎわいづくり）への対応を図るとともに、②震災復興に係るその他課題への対応、先導的取り組みの定着・発展、③復興10年総括検証・提言への対応を強化し、復興の成果を県政に生かし、定着させるため、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 阪神・淡路大震災の教訓「伝える」の発行 平成21年3月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興10年総括検証報告書に基づき、震災の復旧・復興から被災者の関心事の推移に着目し100の教訓を抽出した冊子の発行</li> </ul> </li> <li>○ 阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言－震災の経験と教訓が息づく新しい兵庫づくりをめざして－ 平成22年3月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災15年の節目に当たり、今後の復興施策のあり方について提言</li> </ul> </li> </ul>	186	<p>発信</p> <p>(2) 国内外からの震災調査来県者への説明</p> <p>(3) 「人と防災未来センター」における情報発信と調査研究等による活用</p> <p>(4) 総括検証・提言、<u>復興制度等提言事業</u>に係る関連資料のデータベース化</p> <p>(5) 国内外の災害被災地への支援の際の知見の提供</p> <p><b>3 復興フォローアップの推進</b></p> <p>①震災復興の残された2つの課題（高齢者の自立支援、まちなぎわいづくり）への対応を図るとともに、②震災復興に係るその他課題への対応、先導的取り組みの定着・発展、③復興10年総括検証・提言等への対応を強化し、復興の成果を県政に生かし、定着させるため、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 阪神・淡路大震災の教訓「伝える」の改訂（平成27年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興10年総括検証報告書に基づき、震災の復旧・復興から被災者の関心事の推移に着目し100の教訓を抽出した冊子 <u>(平成21年)について、東日本大震災で新たに得られた教訓等を踏まえて改訂</u></li> </ul> </li> <li>○ 阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言－震災の経験と教訓が息づく新しい兵庫づくりをめざして－ 平成22年3月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災15年の節目に当たり、今後の復興施策のあり方について提言</li> </ul> </li> </ul>	所管課からの意見に基づく修正

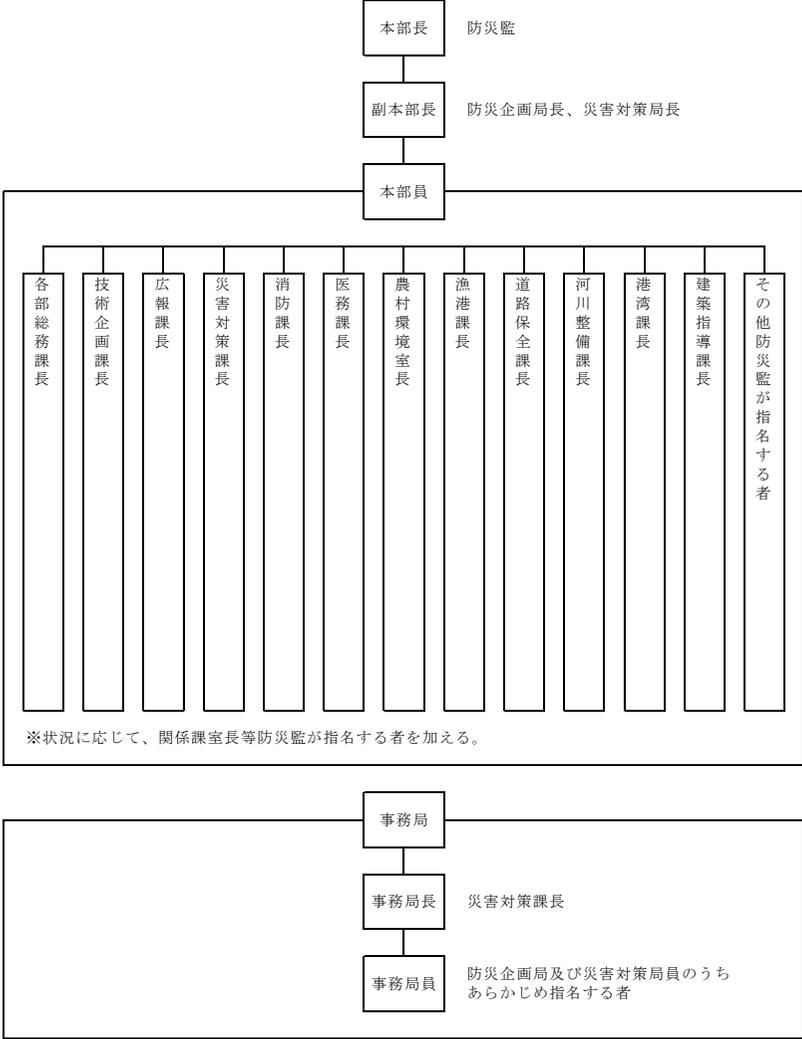
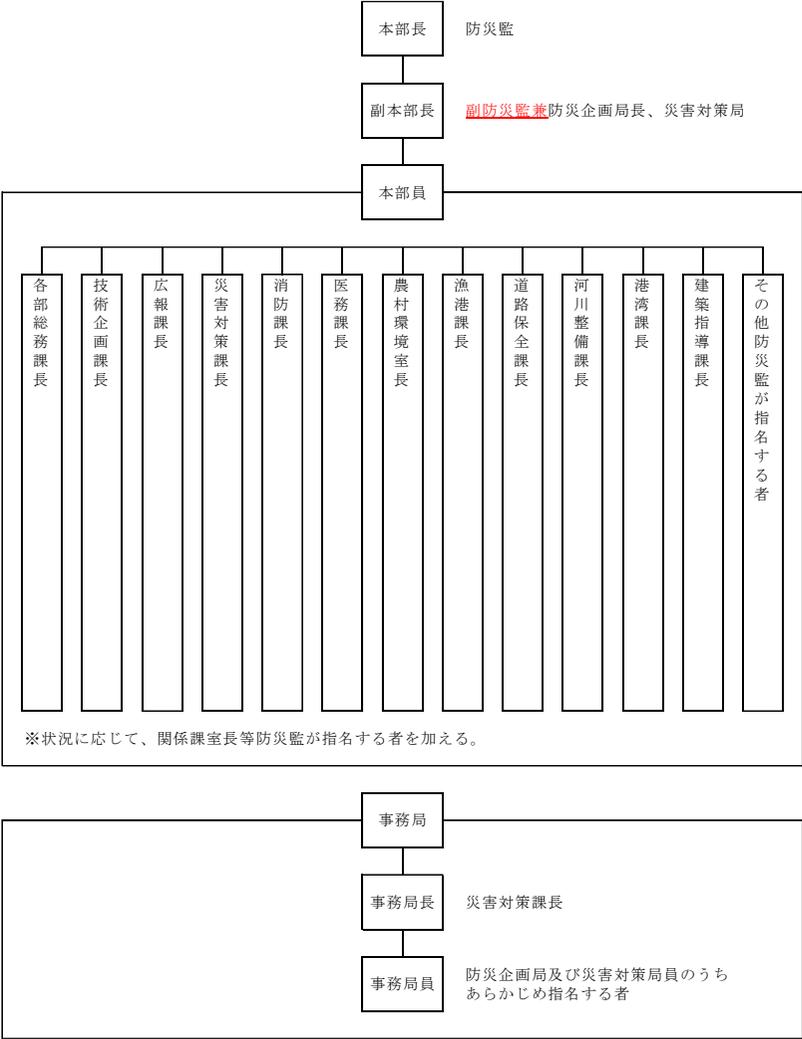
頁	現行	頁	修正案	理由												
196	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="192 571 898 1433"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>兵庫県災害対策本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td> <p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p><u>2 災害対策本部の機動性を確保するための指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。</u></p> <p><u>（構成）指令本部長：知事</u> <u>指令副本部長：副知事（2人）</u> <u>防災監</u> <u>指令本部長：会計管理者</u> <u>理事（1人）</u></p> <p>3 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求めるとする防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p> </td> <td> <p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p><u>2 災害対策本部の機動性を確保するための指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。</u></p> <p><u>（構成）指令本部長：知事</u> <u>指令副本部長：副知事（2人）</u> <u>防災監</u> <u>指令本部長：会計管理者</u> <u>理事（1人）</u></p> <p>3 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求めるとする防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>	196	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="1155 571 1899 1401"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>兵庫県災害対策本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td> <p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求めるとする防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</u></p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p><u>3 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</u></p> <p><u>4 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</u></p> <p><u>5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</u></p> </td> <td> <p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求めるとする防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</u></p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p><u>3 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</u></p> <p><u>4 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</u></p> <p><u>5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</u></p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
名称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部														
その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p><u>2 災害対策本部の機動性を確保するための指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。</u></p> <p><u>（構成）指令本部長：知事</u> <u>指令副本部長：副知事（2人）</u> <u>防災監</u> <u>指令本部長：会計管理者</u> <u>理事（1人）</u></p> <p>3 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求めるとする防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>														
名称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部														
その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求めるとする防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</u></p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p><u>3 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</u></p> <p><u>4 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</u></p> <p><u>5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</u></p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>														

頁	現行	頁	修正案	理由
197	<p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>イ 災害対策地方本部</p> <p>災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 	197	<p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>イ 災害対策地方本部</p> <p>災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由												
199	<p>(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部</p> <table border="1" data-bbox="192 233 965 644"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 233 293 272">名称</th> <th data-bbox="293 233 618 272">兵庫県災害警戒本部</th> <th data-bbox="618 233 965 272">兵庫県災害警戒地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 272 293 644">設置基準</td> <td data-bbox="293 272 618 644">                     1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき                      2 県内に津波注意報が発表されるとともに、水防指令第3号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき                      3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発表された場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき                      4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき                 </td> <td data-bbox="618 272 965 644">                     災害警戒本部の設置基準に準じる。                      なお、防災監は、必要と認めるときは、警戒地方本部の設置を指示することができる。                 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	兵庫県災害警戒本部	兵庫県災害警戒地方本部	設置基準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 県内に津波注意報が発表されるとともに、水防指令第3号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき 3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発表された場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき 4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき	災害警戒本部の設置基準に準じる。 なお、防災監は、必要と認めるときは、警戒地方本部の設置を指示することができる。	199	<p>(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部</p> <table border="1" data-bbox="1137 233 1910 644"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 233 1238 272">名称</th> <th data-bbox="1238 233 1563 272">兵庫県災害警戒本部</th> <th data-bbox="1563 233 1910 272">兵庫県災害警戒地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 272 1238 644">設置基準</td> <td data-bbox="1238 272 1563 644">                     1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき                      2 県内に津波<b>警報</b>が発表されるとともに、水防指令第3号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき                      3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発表された場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき                      4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき                 </td> <td data-bbox="1563 272 1910 644">                     災害警戒本部の設置基準に準じる。                      なお、防災監は、必要と認めるときは、警戒地方本部の設置を指示することができる。                 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	兵庫県災害警戒本部	兵庫県災害警戒地方本部	設置基準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 県内に津波 <b>警報</b> が発表されるとともに、水防指令第3号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき 3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発表された場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき 4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき	災害警戒本部の設置基準に準じる。 なお、防災監は、必要と認めるときは、警戒地方本部の設置を指示することができる。	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
名称	兵庫県災害警戒本部	兵庫県災害警戒地方本部														
設置基準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 県内に津波注意報が発表されるとともに、水防指令第3号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき 3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発表された場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき 4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき	災害警戒本部の設置基準に準じる。 なお、防災監は、必要と認めるときは、警戒地方本部の設置を指示することができる。														
名称	兵庫県災害警戒本部	兵庫県災害警戒地方本部														
設置基準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 県内に津波 <b>警報</b> が発表されるとともに、水防指令第3号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき 3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発表された場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき 4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき	災害警戒本部の設置基準に準じる。 なお、防災監は、必要と認めるときは、警戒地方本部の設置を指示することができる。														
200	<p>(6) 複合災害発生時の体制</p> <p><b>【複合災害の例】</b></p> <p>&lt;法に基づく本部が複数設置される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生した場合</li> </ul> <p>&lt;自然災害に伴う二次災害等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による大規模な火災や列車事故の発生</li> <li>・地震の揺れと津波による大規模な浸水被害の発生</li> <li>・地震直後の台風来襲等による水害、土砂災害の発生</li> </ul> <p>&lt;自然災害と危機事案の同時発生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ発生中の風水害の発生</li> </ul> <p>&lt;南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生&gt;</p> <p>&lt;県内被害対応と県外支援を並行して行う場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海地震や上町断層帯地震など県内及び近隣府県に被害が発生する場合</li> <li>・県内風水害対応中に県外で地震災害が発生し、県外支援も行う場合</li> </ul>	200	<p>(6) 複合災害発生時の体制</p> <p><b>【複合災害の例】</b></p> <p>&lt;法に基づく本部が複数設置される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生した場合</li> <li>・<u>地震災害により緊急消防援助隊の応援を受けた場合</u></li> </ul> <p>&lt;自然災害に伴う二次災害等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による大規模な火災や列車事故の発生</li> <li>・地震の揺れと津波による大規模な浸水被害の発生</li> <li>・地震直後の台風来襲等による水害、土砂災害の発生</li> </ul> <p>&lt;自然災害と危機事案の同時発生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ発生中の風水害の発生</li> </ul> <p>&lt;南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生&gt;</p> <p>&lt;県内被害対応と県外支援を並行して行う場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海地震や上町断層帯地震など県内及び近隣府県に被害が発生する場合</li> <li>・県内風水害対応中に県外で地震災害が発生し、県外支援も行う場合</li> </ul>													

頁	現行	頁	修正案	理由
201	<p>別図 第1 災害対策本部組織図</p>	201	<p>別図 第1 災害対策本部組織図</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
203	<p><b>別図 第3 警戒本部組織図</b></p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合</p>  <p>※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p>	203	<p><b>別図 第3 警戒本部組織図</b></p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合</p>  <p>※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
204	<p data-bbox="208 196 792 225">② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p>  <p data-bbox="203 970 658 991">※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p>	<p data-bbox="1146 196 1731 225">② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p>  <p data-bbox="1144 970 1599 991">※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p>	<p data-bbox="1955 325 2175 395">所管課からの意見に基づく修正</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
207	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（防災企画局長・災害対策局長）、事務局長（災害対策局長）、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p>	207	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（<b>副防災監兼</b>防災企画局長・災害対策局長）、事務局長（災害対策<b>課長</b>）、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																																												
210	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) 津波警報・注意報と津波予報の発表</p> <p>① 津波警報・注意報の内容</p> <p>気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、警報・注意報の発表を行う。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	210	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) <b>津波警報等</b>と津波予報の発表</p> <p>① <b>津波警報等</b>の内容</p> <p>気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、<b>大津波警報・津波警報または津波</b>注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>(<b>津波警報等</b>の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤<b>予想</b>高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤ <b>予想</b> 高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	関係機関からの意見に基づく修正
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																								
		数値での発表	定性的表現での発表																																																													
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																													
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い																																																												
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																											
			数値での発表	定性的表現での発表																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																													
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い																																																												
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤ <b>予想</b> 高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											

頁	現行	頁	修正案	理由																				
210	<p>② 津波予報の内容</p> <p>気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(津波予報と内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	210	<p>② 津波予報の内容</p> <p>気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(津波予報と内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を<b>地震情報に含めて</b>発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <b>地震情報に含めて</b> 発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
	発表基準	発表内容																						
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																						
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																						
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																						
	発表基準	発表内容																						
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <b>地震情報に含めて</b> 発表																						
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																						
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																						
212	<p>④ 津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>・防災関係機関は、津波警報・注意報及び避難勧告・指示等の県内における伝達をあらかじめ定めた系統により実施することとする。</p>	212	<p>④ <b>津波警報等</b>の伝達系統</p> <p>・防災関係機関は、<b>大津波警報・津波警報または津波</b>注意報及び避難勧告・指示等の県内における伝達をあらかじめ定めた系統により実施することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>																				

頁	現行	頁	修正案	理由
214	<p>〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕</p>	214	<p>〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
216	<p>④ 津波の監視</p> <p>気象庁は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。</p> <p>そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対</p>	216	<p>⑤ 津波の監視</p> <p>気象庁は地震発生後、速やかに津波警報等を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報等が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。</p> <p>そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由																									
216	<p>する伝達手段の確保に万全を期することとする。</p> <p>⑤ 船舶への周知 海上保安本部は、航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇・航空機等により周知することとする。</p>	216	<p>する伝達手段の確保に万全を期することとする。</p> <p>⑥ 船舶への周知 海上保安本部は、航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇・航空機等により周知することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>																									
217	<p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (地震情報・種類と発表基準及び内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、※<sup>1</sup>震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準		内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、※ <sup>1</sup> 震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	217	<p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (地震情報・種類と発表基準及び内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報等)を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、※<sup>1</sup>震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等)を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、※ <sup>1</sup> 震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																											
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																											
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																											
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、※ <sup>1</sup> 震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																											
地震情報の種類	発表基準	内容																											
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																											
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等)を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																											
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、※ <sup>1</sup> 震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																											
218	<p>(津波情報の種類と内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※<sup>1</sup>)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※ <sup>1</sup> )	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※ <sup>2</sup> )	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	218	<p>(津波情報の種類と内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※<sup>1</sup>)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※ <sup>1</sup> )	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※ <sup>2</sup> )	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表		
情報の種類	情報の内容																												
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]																												
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																												
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※ <sup>1</sup> )																												
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※ <sup>2</sup> )																												
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																												
情報の種類	情報の内容																												
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]																												
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																												
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※ <sup>1</sup> )																												
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※ <sup>2</sup> )																												
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																												
219	<p>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。</p>	219	<p>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区と対象との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表されない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																									

頁	現行	頁	修正案	理由										
220	<p>(3) 緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等</p> <p>気象庁本庁は、地震動により重大な災害が起こる恐れがある場合は、強い揺れが予測される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。</p> <p>(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。</p>	219  220	<p><u>発表されるまでは、「観測中」と発表される。</u></p> <p>(3) 緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等</p> <p>気象庁は、<u>震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</u>日本放送協会（NHK）は、<u>テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。</u></p> <table border="1" data-bbox="1205 587 1921 826"> <thead> <tr> <th>緊急地震速報で用いる区域の名称</th> <th>市町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県北部</td> <td>豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町</td> </tr> <tr> <td>兵庫県南東部</td> <td>神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町</td> </tr> <tr> <td>兵庫県南西部</td> <td>姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町</td> </tr> <tr> <td>兵庫県淡路島</td> <td>洲本市、南あわじ市、淡路市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。</p>	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町名	兵庫県北部	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	兵庫県南東部	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町	兵庫県南西部	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	兵庫県淡路島	洲本市、南あわじ市、淡路市	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
緊急地震速報で用いる区域の名称	市町名													
兵庫県北部	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町													
兵庫県南東部	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町													
兵庫県南西部	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町													
兵庫県淡路島	洲本市、南あわじ市、淡路市													

頁	現行	頁	修正案	理由																																				
222	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第2 内容</p> <p>3 報告内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>③ 県は、直ちに県消防防災ヘリコプター、県警察本部ヘリコプターにより、偵察活動を行うとともに、自衛隊、海上保安本部及び神戸市消防局に対し、航空機による偵察活動を依頼することとする。</p>	222	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第2 内容</p> <p>3 報告内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>③ 県は、直ちに県消防防災ヘリコプター、県警察本部ヘリコプターにより、偵察活動を行うとともに、自衛隊及び海上保安本部に対し、航空機による偵察活動を依頼することとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正																																				
224	<p>4 報告系統</p> <p>(注)4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平日(8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平日(8:30~18:15)		左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	224	<p>4 報告系統</p> <p>(注)4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平日(8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 <u>87</u>-048-500-90-43422</td> <td><u>87</u>-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX <u>87</u>-048-500-90-49033</td> <td><u>87</u>-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平日(8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 <u>87</u> -048-500-90-43422	<u>87</u> -048-500-90-49102	FAX <u>87</u> -048-500-90-49033	<u>87</u> -048-500-90-49036
区分	平日(8:30~18:15)	左記以外																																						
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																						
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																						
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																						
	FAX 90-49033	90-49036																																						
地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																																						
	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																																						
区分	平日(8:30~18:15)	左記以外																																						
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																						
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																						
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																						
	FAX 90-49033	90-49036																																						
地域衛星通信ネットワーク	電話 <u>87</u> -048-500-90-43422	<u>87</u> -048-500-90-49102																																						
	FAX <u>87</u> -048-500-90-49033	<u>87</u> -048-500-90-49036																																						
225	<p>6 画像情報の送信</p> <p>画像情報を送信することができる市町(応援団体を含む)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、<u>ヘリコプターテレビ電送システム</u>等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。</p>	225	<p>6 画像情報の送信</p> <p>画像情報を送信することができる市町(応援団体を含む)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。</p>																																					

頁	現行	頁	修正案	理由																
227	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>社会福祉施設等の被害</td> <td>                     社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町                      人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      児童課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      男女家庭課 ← 健康福祉事務所(保健所)                 </td> </tr> <tr> <td>火葬施設の被害</td> <td>                     社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合                      各保健所設置市                 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所) 男女家庭課 ← 健康福祉事務所(保健所)	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市	227	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>社会福祉施設等の被害</td> <td>                     社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町                      人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所)                      児童課 ← 健康福祉事務所(保健所)                 </td> </tr> <tr> <td>火葬施設の被害</td> <td>                     社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合                      各保健所設置市                 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所)	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
部	調査事項	調査（報告）系統																		
健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所) 男女家庭課 ← 健康福祉事務所(保健所)																		
	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市																		
部	調査事項	調査（報告）系統																		
健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 人権推進課 ← 健康福祉事務所(保健所) 介護保険課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) 障害者支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) こども政策課 ← 健康福祉事務所(保健所) 児童課 ← 健康福祉事務所(保健所)																		
	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 各保健所設置市																		
228	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>医療施設・感染症施設の被害</td> <td>                     社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会                      疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会                      兵庫県病院協会                      近畿厚生局 ← 国立病院                      地域医療 ← 病院局 ← 県立病院                      情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関                 </td> </tr> <tr> <td>水道施設の被害 復旧状況</td> <td>                     社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合                      企業庁                      神戸市（水道事業者）                      広域水道事業者等                 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関	水道施設の被害 復旧状況	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等	228	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>医療施設・感染症施設の被害</td> <td>                     社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会                      疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会                      兵庫県病院協会                      近畿厚生局 ← 国立病院等※                      地域医療 ← 病院局 ← 県立病院                      情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関                 </td> </tr> <tr> <td>水道施設の被害 復旧状況</td> <td>                     社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合                      企業庁                      神戸市（水道事業者）                      広域水道事業者等                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国立病院等には、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等を含む。</p>	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院等※ 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関	水道施設の被害 復旧状況	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
部	調査事項	調査（報告）系統																		
健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関																		
	水道施設の被害 復旧状況	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等																		
部	調査事項	調査（報告）系統																		
健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 疾病対策課 ← 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院等※ 地域医療 ← 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関																		
	水道施設の被害 復旧状況	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等																		
230	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td>                     総務課 ← 水道課 ← 猪名広域水道事務所等                      地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所                      情報公園都市建設事務所                      阪神・淡路臨海建設事務所                 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所	230	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td>                     総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等                      地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所                      情報公園都市建設事務所                      阪神・淡路臨海建設事務所                 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>				
部	調査事項	調査（報告）系統																		
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所																		
部	調査事項	調査（報告）系統																		
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所																		



頁	現行	頁	修正案	理由
235	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数</p> <p>316 台（本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等）</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計 106 局</li> <li>・県庁局 1 局、広域防災センター局 1 局、市町・消防本部局 88 局（うち併設局 6 局）、防災関係機関局 10 局、平面可搬局 2 局</li> </ul>	235	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数</p> <p><u>310</u> 台（本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等）</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計 <u>100</u> 局</li> <li>・県庁<u>統制</u>局 1 局、<u>県機関局（広域防災センター・災害医療センター）</u> <u>2</u> 局、市町・消防本部局 <u>86</u> 局（うち併設局 6 局）、防災関係機関局 <u>9</u> 局、平面可搬局 2 局</li> </ul>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
240	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第4款 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>第2 内容 2 被災者台帳の作成</p> <p>市町<del>村</del>は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町<del>村</del>からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供することとする。</p> <p>(被災者台帳に記載する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名</li> <li>・ 生年月日</li> <li>・ 性別</li> <li>・ 住所又は居所</li> <li>・ 住家の被害その他市町<del>村</del>長が定める種類の被害の状況</li> <li>・ 援護の実施の状況</li> <li>・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</li> <li>・ 電話番号その他の連絡先</li> <li>・ 世帯の構成</li> <li>・ 罹災証明書の交付の状況</li> <li>・ 市町<del>村</del>長が台帳情報を当該市町<del>村</del>以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</li> <li>・ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨</li> </ul>	240	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第4款 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>第2 内容 2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供することとする。</p> <p>(被災者台帳に記載する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名</li> <li>・ 生年月日</li> <li>・ 性別</li> <li>・ 住所又は居所</li> <li>・ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況</li> <li>・ 援護の実施の状況</li> <li>・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</li> <li>・ 電話番号その他の連絡先</li> <li>・ 世帯の構成</li> <li>・ 罹災証明書の交付の状況</li> <li>・ 市町長が台帳情報を当該市町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</li> <li>・ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨</li> </ul>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
240	及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項	240	及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市町長が必要と認める事項	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
250	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請</p> <p><u>ア 応援の種類</u></p> <p><u>(ア) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供</u></p> <p><u>(イ) 資機材の提供</u></p> <p><u>(ウ) 避難者、傷病者の受入れ</u></p> <p><u>(エ) 職員の派遣</u></p> <p><u>(オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</u></p> <p><u>イ 要請手続</u></p> <p><u>県は、次の事項を可能な限り明らかにして応援主管府県である大阪府(大阪府が被災等により業務を遂行できない場合は応援副主管府県である徳島県)に応援を要請することとする。なお同一の災害について応援主管府県が複数となるおそれがある場合又は応援主管府県と応援副主管府県で同時に危機が発生した場合は、近畿府県防災・危機管理協議会の会長府県又は会長府県が指定した府県が応援主管府県となる。</u></p> <p><u>(ア) 被害の状況</u></p> <p><u>(イ) 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路</u></p> <p><u>(ウ) 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段</u></p>	250	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請</p> <p><u>上記(3)に定めるところによる。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																				
253	<p><u>(エ) その他要請措置内容、要請場所及び期間等</u></p> <p><b>4 消防本部</b></p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）</p> <p>知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊、<u>大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づくヘリコプターの応援</u>を要請することとする。</p> <p>ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができるものとされている。</p>	253	<p><b>4 消防本部</b></p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）</p> <p>知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の<u>出動等</u>を要請することとする。</p> <p>ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができるものとされている。</p>	所管課からの意見に基づく修正																																				
254	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。</u></p> <p>④ 緊急消防援助隊受援計画の策定</p> <p>県は、あらかじめ、県内の市町が被災し、他都道府県から緊急援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定することとする。</p>	区分	平日 (8:30~18:15)		左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	254	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 <u>87</u>-048-500-90-43422</td> <td><u>87</u>-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX <u>87</u>-048-500-90-49033</td> <td><u>87</u>-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 緊急消防援助隊受援計画の策定</p> <p>県は、あらかじめ、県内の市町が被災し、他都道府県から緊急<u>消防</u>援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定することとする。</p>	区分	平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 <u>87</u> -048-500-90-43422	<u>87</u> -048-500-90-49102	FAX <u>87</u> -048-500-90-49033	<u>87</u> -048-500-90-49036
区分	平日 (8:30~18:15)	左記以外																																						
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																						
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																						
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																						
	FAX 90-49033	90-49036																																						
地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																																						
	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																																						
区分	平日 (8:30~18:15)	左記以外																																						
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																						
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																						
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																						
	FAX 90-49033	90-49036																																						
地域衛星通信ネットワーク	電話 <u>87</u> -048-500-90-43422	<u>87</u> -048-500-90-49102																																						
	FAX <u>87</u> -048-500-90-49033	<u>87</u> -048-500-90-49036																																						
255	<p>〔資料〕「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」(H18.4.26)</p> <p>「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18.8.30)</p>	255	<p>〔資料〕「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」(<u>H24.10.25</u>)</p> <p>「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(<u>H24.10.25</u>)</p>																																					

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
255	「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」 (H20. 7. 1)	254  255	「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」 <u>(H27. 4. 1)</u> <略> <u>「兵庫県広域消防相互応援協定」(H25. 10. 23)</u>	所管課からの意見 に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由																														
256	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第2 内容 3 動員の実施</p> <table border="1" data-bbox="192 571 958 906"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	256	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第2 内容 3 動員の実施</p> <table border="1" data-bbox="1142 571 1908 906"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td><del>防災企画局長、</del>防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	<del>防災企画局長、</del> 防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
災害の発生時期	配 備 体 制																																	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																	
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																																
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																																
	防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
災害の発生時期	配 備 体 制																																	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																	
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																																
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																																
	<del>防災企画局長、</del> 防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
257	<p>6 他の都道府県との応援協定に基づく応援</p> <p>(1) 近畿府県との相互応援協定に基づく応援</p> <p><u>① 大阪府又は徳島県に対する応援が必要な場合、本県は応援主管府県としての役割を果たすこととし、万一それが困難なときは速やかに両府県の応援副主管府県（大阪府が被災した場合は奈良県、徳島県が被災した場合は和歌山県）に連絡することとする。</u></p> <p><u>② 県は、大阪府又は徳島県で激甚な災害が発生し通信が途絶するなどの場合にあっては、状況により職員の緊急派遣を行うとともに、支援本部等を設置し、近畿府県全体としての応援計画を作成のうえ、各府県と連携して応援を行うこととする。</u></p> <p><u>③ 県は、大阪府又は徳島県が応援要請をすることが困難である</u></p>	257	<p>6 他の都道府県との応援協定に基づく応援</p> <p>(1) 近畿府県との相互応援協定に基づく応援</p> <p><u>上記5に定めるところによる。</u></p>																															

頁	現行	頁	修正案	理由
257	<p><u>と判断したときは、要請を待たずに応援を行うこととする。</u></p> <p><u>④ 県は、大阪府又は徳島県以外の近隣府県が応援を必要とする場合、当該府県の応援主管府県等が作成した応援計画に従い、応援することとする。</u></p> <p><u>⑤ 県は応援の実施にあたり、必要により、防災関係機関や災害救援専門ボランティア等に協力を要請することとする。</u></p> <p><u>⑥ 県は、あらかじめ応援に係る内部手順等を定め、迅速な応援を図ることとする。</u></p>	257		
258	<p>〔資料〕「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」 (H18. 4. 26)</p> <p>「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18. 8. 30)</p> <p>「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」 (H20. 7. 1)</p>	258	<p>〔資料〕「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」 (<u>H24. 10. 25</u>)</p> <p>「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(<u>H24. 10. 25</u>)</p> <p>「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」 (<u>H27. 4. 1</u>)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
266	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 水防の責任等</p> <p>(4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第13条の2、第16条第1項、第2項、第32条）</p> <p>気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに関係市町長に通知すること。</p> <p>あらかじめ指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。</p> <p>猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等</p> <p>洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。</p>	266	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 水防の責任等</p> <p>(4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第13条の2、第16条第1項、第2項、第32条）</p> <p>気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに<u>知事及び</u>関係市町長に通知すること。</p> <p>あらかじめ指定した河川について<u>※氾濫危険</u>水位（特別警戒水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。</p> <p>猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等</p> <p>洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。</p> <p><u>※ 特別警戒水位の定義について、平成26年9月に内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が改定され、平成27年4月、国は直轄河川の見直しを行ったが、県は現在県管理河川の見直しを進めており、当分の間、従来の水位基準で運用を行う。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
	<p>(8) 量水標管理者（水防法第12条）</p> <p>関係者に対する警戒水位の通報及び公表</p>	267	<p>(8) 量水標管理者（水防法第12条）</p> <p>関係者に対する<u>通報水位（水防団待機水位）及び警戒水位（氾</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由																																								
267	<p><b>2 水防組織</b></p> <p>(2) 各班の事務分担</p> <p>② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び関係事務所、国土交通省等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報</p> <p><b>3 水防態勢</b></p> <p>(2) 水防非常配備</p> <p>① 連絡員待機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢及び業務の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき</td> <td>雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。</td> <td>数名</td> <td>連絡員待機</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令	気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機	267	<p><u>濫注意水位</u> の通報及び公表</p> <p><b>2 水防組織</b></p> <p>(2) 各班の事務分担</p> <p>② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び<u>土木事務所等</u>、国土交通省、<u>県警本部</u>等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報 (<u>災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整</u>)</p> <p><b>3 水防態勢</b></p> <p>(2) 水防非常配備</p> <p>① 連絡員待機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢及び業務の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象台から水防に関する<u>情報</u>が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき</td> <td>雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。</td> <td>数名</td> <td>連絡員待機</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令	気象台から水防に関する <u>情報</u> が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機	所管課からの意見に基づく修正																								
配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																									
気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機																																									
配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																									
気象台から水防に関する <u>情報</u> が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機																																									
268	<p>② 水防非常配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他の活動ができる態勢</td> <td>少数</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、教時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員の半数</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発せられたとき。(自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>所属人員の全員</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他の活動ができる態勢	少数	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、教時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発せられたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号	268	<p>② 水防非常配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他の活動ができる態勢</td> <td>少数</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、教時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員の半数</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発せられたとき。(自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>所属人員の全員</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他の活動ができる態勢	少数	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、教時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発せられたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号	
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他の活動ができる態勢	少数	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、教時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発せられたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号																																								
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他の活動ができる態勢	少数	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、教時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発せられたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号																																								

頁	現行	頁	修正案	理由
268	<p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p><u>第1段階</u> 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</p> <p><u>第2段階</u> 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p><u>第3段階</u> 出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p><u>第4段階</u> 解除 水防活動の終了の通知を行う。</p>	268	<p><u>※（自動発令）と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす。</u></p> <p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p>待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</p> <p>準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p>解除 水防活動の終了の通知を行う。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
274	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>[実施機関：近畿厚生局、海上保安本部、県健康福祉部健康局、市町、独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック事務所)、日本赤十字社兵庫県支部、災害拠点病院等の医療機関]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施責任機関</p> <p>(2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、兵庫DMAT及び救護班(兵庫JMATを含む)を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。</p>	274	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>[実施機関：近畿厚生局、海上保安本部、県健康福祉部健康局、市町、独立行政法人国立病院機構(近畿グループ担当理事部門)、日本赤十字社兵庫県支部、災害拠点病院等の医療機関]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施責任機関</p> <p>(2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、兵庫DMAT及び救護班(JMAT兵庫を含む)を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。</p>	関係機関からの意見に基づく修正
275	<p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>① 県(医務課)は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。</p> <p>ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、独立行政法人国立病院機構病院(以下「国立病院」という。)、公的病院、私的医療機関に対する救護班等の編成と被災地への派遣要請</p>	275	<p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>① 県(医務課)は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。</p> <p>ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、<u>国立病院等(独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等)</u>、公的病院、私的医療機関に対する救護班等の編成と被災地への派遣要請</p>	

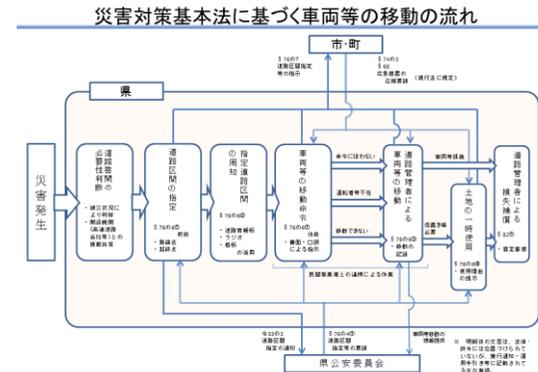
頁	現行	頁	修正案	理由
276	<p>(2) 救護班の編成</p> <p>⑤ 国立病院救護班</p> <p>ア 国立病院救護班は、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務官1名の計5名をもって1班を編成することとする。</p> <p>イ 国立病院救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。</p> <p>ウ 県からの国立病院の医療班等の派遣要請は、同機構近畿ブロック事務所（以下「近畿ブロック事務所」という。）を通じて行うこととする。</p> <p>エ 神戸大学医学部附属病院、神戸通信病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが医療班の派遣要請を行うこととする。</p> <p>オ 近畿ブロック事務所は、県から職員の派遣要請があった場合には、国立病院に対し医療班の派遣指令を行うこととする。</p> <p>カ 国立病院等は、県又は災害医療センターから職員の派遣要請があった場合には、速やかに医療班を派遣することとする。</p> <p>キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により近畿ブロック事務所の指令を待つ時間的猶予がないと認めるときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに医療班を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。</p> <p>ク 近畿厚生局及び近畿ブロック事務所等は、被災地に厚生労働省対策本部が設置された場合は、その業務を支援し、国立病院等医療班と密接な連絡を保ち、常に必要な情報の伝達を確保することとする。</p>	276	<p>(2) 救護班の編成</p> <p>⑤ 国立病院等救護班</p> <p>ア 国立病院等救護班は、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務官1名の計5名をもって1班を編成することとする。</p> <p>イ 国立病院等救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。</p> <p>ウ 県からの<u>独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院」という。）</u>の救護班等の派遣要請は、同機構<u>近畿グループ担当理事部門</u>（以下「<u>近畿グループ担当理事部門</u>」という。）を通じて行うこととする。</p> <p>エ 神戸大学医学部附属病院、神戸通信病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが<u>救護班</u>の派遣要請を行うこととする。</p> <p>オ <u>近畿グループ担当理事部門</u>は、県から<u>救護班</u>の派遣要請があった場合には、国立病院に対し<u>救護班</u>の派遣指令を行うこととする。</p> <p>カ 国立病院等は、県又は災害医療センターから<u>救護班</u>の派遣要請があった場合には、速やかに<u>救護班</u>を派遣することとする。</p> <p>キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により<u>近畿グループ担当理事部門</u>の指令を待つ時間的猶予がないと認めるときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに<u>救護班</u>を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。</p> <p>ク <u>国立病院</u>等は、被災地に厚生労働省対策本部が設置された場合は、その業務を支援し、国立病院等<u>救護班</u>と密接な連絡を保ち、常に必要な情報の伝達を確保することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
276	⑥ 公的病院救護班（県立病院、国立病院を除く。）	276	⑥ 公的病院救護班（県立病院、国立病院等を除く。）	関係機関からの意見に基づく修正
277	⑦ 私的医療機関による救護班 県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、兵庫 J M A T の派遣を要請することとする。	277	⑦ 私的医療機関による救護班 県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、 <u>J M A T 兵庫</u> の派遣を要請することとする。	

頁	現行	頁	修正案	理由
288	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	288	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p><u>(9) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）</u></p> <p><u>道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。</u></p> <p><u>なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。</u></p> <p><u>① 措置をとる区域又は区間</u></p> <p><u>道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。</u></p> <p><u>② 県公安委員会との連携</u></p> <p><u>ア 指定の通知</u></p> <p><u>道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あ</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
		289		

頁	現行	頁	修正案	理由
		289	<p><u>らかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。</u></p> <p><u>イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第 76 条の 4）</u></p> <p><u>県公安委員会は、法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。</u></p> <p><u>③ 措置をとる区域又は区間の周知</u></p> <p><u>道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。</u></p> <p><u>④ 市町への指示</u></p> <p><u>国土交通大臣及び知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、大臣は県又は市町の、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく措置をとるべきことを指示することができる。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>



頁	現行	頁	修正案	理由
293	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1) 使用目的と積極的活用</p> <p>県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。</p> <p>なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防課長）が決定することとする。</p> <p>① 救急活動</p> <p>② 救助活動</p> <p>③ 火災防御活動</p> <p>④ 災害応急対策活動</p> <p>⑤ 広域航空消防防災応援活動</p> <p>⑥ 災害予防活動</p> <p>⑦ その他防災監が必要と認める活動</p> <p>(2) 運航計画</p> <p>県は、大規模災害の発生時に、自らヘリコプターの積極的活用を図り、速やかに被害の状況把握に努めるとともに、市町からの支援要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整することとする。</p>	294	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1) 使用目的と積極的活用</p> <p>県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。</p> <p>なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防課長）が決定することとする。</p> <p>① 救急活動</p> <p>② 救助活動</p> <p>③ 火災防御活動</p> <p>④ <u>情報収集活動</u></p> <p>⑤ 災害応急対策活動</p> <p>⑥ 広域航空消防防災応援活動</p> <p>⑦ 災害予防活動</p> <p>⑧ その他防災監が必要と認める活動</p> <p>(2) 運航計画</p> <p>県は、大規模災害の発生時に、自らヘリコプターの積極的活用を図り、速やかに被害の状況把握に努めるとともに、市町からの支援要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
293	<p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>① 県は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の用務に関して市町の要請に基づき支援することとする。</p> <p>ア 救急活動 イ 救助活動 ウ 火災防御活動 エ 災害応急対策活動</p>		<p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>① 県は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の用務に関して市町の要請に基づき支援することとする。</p> <p>ア 救急活動 イ 救助活動 ウ 火災防御活動 <u>エ 情報収集活動</u> <u>オ</u> 災害応急対策活動</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
294	<p>③ 要請先 要請の連絡先は次のとおりとする。</p> <p>○昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)325-8519 FAX (078)325-8529 消防課指導係 TEL (078)362-9823 FAX (078)362-9915</p> <p>○夜間（17:30～翌朝 9:00）・休日 災害対策局当直 TEL (078)362-9900 FAX (078)362-9911</p> <p>○県災害対策本部が設置された場合 災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900 (県災害対策センター内) FAX (078)362-9911</p> <p><u>3 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</u> <u>県、神戸市は、県・神戸市が保有する3機のヘリコプターの一体的な運航を実施し、2機が常時稼働できるようヘリコプターの効率的な運航体制をとることとする。</u></p> <p>4 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>		<p>③ 要請先 <u>ア 県災害対策本部非設置時</u> <u>・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。</u> <u>・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防警防部司令課に対して行う。</u> 神戸市消防局警防部司令課 TEL <u>(078)331-0986</u> FAX (078)325-8529</p> <p><u>イ 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合</u> 災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900 (県災害対策センター内) FAX (078)362-9911</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
295	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 避難の勧告・指示</p> <p>② 避難の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水について — 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条） 水防管理者（水防法第29条）</li> <li>地すべりについて — 知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条） 市町長（災害対策基本法第60条）</li> <li>災害全般について — 警察官（警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条） 自衛官（自衛隊法第94条） 海上保安官（災害対策基本法第61条）</li> </ul>	296	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 避難の勧告・指示</p> <p>① 避難の勧告 災害全般について 市町長（災害対策基本法第60条）</p> <p>② 避難の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水、津波又 は高潮について — 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条） 水防管理者（水防法第29条）</li> <li>地すべりについて — 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条） 市町長（災害対策基本法第60条）</li> <li>災害全般について — 警察官（警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条） 自衛官（自衛隊法第94条） 海上保安官（災害対策基本法第61条）</li> </ul>	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																							
307	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第2 内容</p> <p>9 食料の調理、加工</p> <p>(3) 育児用調整粉乳を調乳するため必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。</p>	308	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第2 内容</p> <p>9 食料の調理、加工</p> <p>(3) 育児用調整粉乳を調乳<u>するために</u>必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。</p>	誤字の修正																																							
308	<p>第2款 応急給水の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 水源及び給水量</p> <p>(2) 給水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容 時系列</th> <th>期 間</th> <th>1人当たり 水 量 (<math>\square</math>/日)</th> <th>水量の用途内訳</th> <th>給水方法と応急給水量の想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次給水</td> <td>災害発生から 3日間</td> <td>3</td> <td>生命維持のため最小 限必要量</td> <td>自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水</td> </tr> <tr> <td>第2次給水</td> <td>4日目から 10日まで 11日目から 20日まで</td> <td>3~20 20~100</td> <td>調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量</td> <td>自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する 仮設給水管からの給水</td> </tr> <tr> <td>第3次給水</td> <td>21日目から 完全復旧まで</td> <td>100~ 被災前水量</td> <td>通常給水とほぼ同量</td> <td>仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置</td> </tr> </tbody> </table>	内容 時系列	期 間		1人当たり 水 量 ( $\square$ /日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定	第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水	第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3~20 20~100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する 仮設給水管からの給水	第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置	309	<p>第2款 応急給水の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 水源及び給水量</p> <p>(2) 給水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容 時系列</th> <th>期 間</th> <th>1人当たり 水 量 (<math>\square</math>/日)</th> <th>水量の用途内訳</th> <th>給水方法と応急給水量の想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次給水</td> <td>災害発生から 3日間</td> <td>3</td> <td>生命維持のため最小 限必要量</td> <td>自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水</td> </tr> <tr> <td>第2次給水</td> <td>4日目から 10日まで 11日目から 20日まで</td> <td>3~20 20~100</td> <td>調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量</td> <td>自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する 仮設給水管からの給水</td> </tr> <tr> <td>第3次給水</td> <td>21日目から 完全復旧まで</td> <td>100~ 被災前水量</td> <td>通常給水とほぼ同量</td> <td>仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置</td> </tr> </tbody> </table>	内容 時系列	期 間	1人当たり 水 量 ( $\square$ /日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定	第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水	第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3~20 20~100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する 仮設給水管からの給水	第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水とほぼ同量
内容 時系列	期 間	1人当たり 水 量 ( $\square$ /日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定																																							
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水																																							
第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3~20 20~100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する 仮設給水管からの給水																																							
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置																																							
内容 時系列	期 間	1人当たり 水 量 ( $\square$ /日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定																																							
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水																																							
第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3~20 20~100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する 仮設給水管からの給水																																							
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置																																							

頁	現行	頁	修正案	理由
312	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」の派遣</p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p> <p>2 こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の設置</p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）。</p> <p>(2) 県（健康福祉事務所）は、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(3) 県（精神保健福祉センター）は、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととする。</p>	313	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」の派遣</p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、<u>公的機関職員</u>等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p> <p>2 こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の設置</p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、<u>「ひょうご DPAT」</u>活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）。</p> <p>(2) 県（健康福祉事務所）は、<u>「ひょうご DPAT」</u>活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(3) 県（精神保健福祉センター）は、<u>「ひょうご DPAT」</u>活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととする。</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
314	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開  第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施  第3款 食品衛生対策の実施  [実施機関：県健康福祉部生活消費局、市町]	315	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開  第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施  第3款 食品衛生対策の実施  [実施機関：県健康福祉部健康局、市町]	県の組織改編に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
338	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>② ごみの一時保管場所の確保</p> <p>市町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をすることとする。</p>	339	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>② ごみの一時保管場所の確保</p> <p>市町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、<u>生活環境及び公衆衛生</u>上十分配慮をすることとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
340	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第3款 し尿処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保</p> <p>市町は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をすることとする。</p>	341	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第3款 し尿処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保</p> <p>市町は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、<u>生活環境及び公衆衛生上十分配慮する</u>こととする。</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
342	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第13節 環境対策の実施</p> <p>第1 趣旨 災害による工場からの有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。</p>	343	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第13節 環境対策の実施</p> <p>第1 趣旨 災害による工場からの有害物質 <u>(大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定されているもの)</u> の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。</p>	所管課からの意見に基づく修正
343	<p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 〔実施機関：県企画県民部、<u>県企画県民部防災企画局</u>、市町〕</p>	344	<p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 〔実施機関：県企画県民部、市町〕</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
348	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施</p> <p>第1款 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>第2 内容 2 西日本旅客鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) 対策本部の設置 災害が発生した場合には、現地に復旧本部を、また、必要に応じ本部内等に対策本部を設置することとする。</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 運行規制 ア 在来線</p> <p><u>(ア) 感震器が作動し、40ガル以上80ガル未満を示したとき</u> <u>(感震器がない区域では、指定駅での体感震度4以上と認められる場合)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ、次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下で徐行運転を行うこととする。</u></li> <li>・ <u>施設・電力係員による要注意箇所のスポット巡回と、異常の有無の報告を行うこととする。</u></li> </ul> <p><u>(イ) 感震器が作動し、80ガル以上を示したとき</u> <u>(感震器のない区域では、指定駅での体感震度5(弱)以上と認められる場合)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>規制範囲内には、列車は進入させず、通過中の列車は、速度15km/hで最寄り駅に到着し、運転を見合わせることをとする。</u></li> </ul>	349	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施</p> <p>第1款 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>第2 内容 2 西日本旅客鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) 対策本部の設置 災害が発生した場合には、<u>統括本部内等に統括本部対策本部を設置するとともに、現地等に現地対策本部</u>を設置することとする。</p> <p>(2) 発災時の初動<u>措置と応急対応</u></p> <p>① 運行規制 ア 在来線</p> <p><u>地震発生時にはその被害を最小限にとどめるべく、早期に列車を停止させることとしている。当社においては、乗務員が地震を感知した場合、鉄道沿線に設置した当社の地震計(以下、沿線地震計)が40ガル以上で動作した場合および気象庁から提供される緊急地震速報をもとに地震の影響を受けると判断された場合等に、列車の運転を見合わせることにしている。なお、運転再開の取扱いは以下のとおりである。</u></p> <p><u>(ア) 沿線地震計が40～79ガルで動作した場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>初列車は、直ちに止まれる25km/h以下の速度で走行し、異常のないことを確認</u></li> <li>・ <u>その後の列車は所定運転(但し、地震被害の注意を要する箇所については、保守区員がスポット巡回で異常の無いことを確認した後に所定運転)</u></li> </ul> <p><u>(イ) 沿線地震計が80ガル以上で動作した場合</u></p>	関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
348	<p><u>・ 運転再開時には、施設・電力係員が全線巡回し線路を点検、異常の有無を確認することとする。</u></p> <p>イ 新幹線</p> <p><u>(ア) 感震器が作動しないとき</u></p> <p><u>・ 工事及び線路等の状況で特に必要と認めた箇所のみ、制限速度を指示することとする。</u></p> <p><u>(イ) 感震器が作動し、40ガル以上80ガル未満を示したとき</u></p> <p><u>・ 5分経過後、停電している区間の送電を開始し、地震計データ及び関連測候所の発表震度により運転規制を実施することとする。</u></p> <p><u>・ 取扱震度が3以下の場合、感震器作動箇所の受持ち範囲について速度30km/h以下で運転を再開し速度70km/h以下で以後、施設・電力係員を列車に搭乗させ、線路等の状況を確認のうえ、速度向上させることとする。</u></p> <p><u>(ウ) 感震器が作動し、80ガル以上を示したとき</u></p> <p><u>・ 震度により運転規制が異なり、80ガル以上の標示で震度3以下のときは、前記(イ)の震度3以下の取扱いによる運転規制を実施することとする。</u></p>	349	<p><u>・ 気象庁が発表する震度階情報が震度4以下の場合、直ちに止まれる25km/h以下の速度で最寄り駅まで走行し運転を見合わせる。なお震度5弱以上の場合はその場で運転を見合わせる。</u></p> <p><u>・ 保守区員が沿線地震計の受持ち範囲を全線地上巡回</u></p> <p><u>・ 全線地上巡回による点検で線路に異常は無く、列車走行が可能であると確認できた場合、初列車は45km/hで走行し、異常の無いことを確認</u></p> <p><u>・ その後の列車は所定運転</u></p> <p>イ 新幹線</p> <p><u>(ア) 地震防災システムが動作しないときは、原則として速度規制は行わないが、工事及び線路等の状況で特に必要と認めた箇所においては制限速度を指示する。</u></p> <p><u>(イ) 地震防災システムが動作し、計測震度4.0以上4.5未満の場合、3分経過後停電している区間の送電を開始し、地震防災システムにより、運転規制を行う。その後、地震防災システム動作箇所の受け持ち範囲を速度30km/h以下で運転を再開し、施設・電気係員を搭乗させ、30km/h以下で線路等の状況を確認し、2本目列車を速度70km/hで同様に確認する。その後、異常がなければ段階的に速度向上を行う。</u></p>	関係機関からの意見に基づく修正
349	<p><u>・ 80ガル以上の表示で取扱い震度が4以上の場合は運転を中止し、感震器作動箇所の受持ち範囲の地上巡回を行い、被害状況及び列車運転の可否を確認し、確認結果により速度70km/h以下で巡回係員（施設・電力係員）添乗の上、運転を再開することとする。</u></p>	350	<p><u>(ウ) 地震防災システムが動作し、計測震度4.5以上5.0未満の場合、地震防災システム動作箇所の受け持ち範囲を運転中止とし、運転中止区間の線路上の巡回を行い、被害状況及び列車運転の可否を確認し、その状況により徐行等の条件を定め、速度70km/hで施設・電気係員添乗のうえ運転を再開する。</u></p> <p><u>(エ) 地震防災システムが動作し、計測震度5.0以上の場合、地震防災システム動作箇所の受け持ち範囲を運転中止とし、運転中止区間の線路上と橋りょう・高架橋の道路からの巡</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
349	<p><u>(エ) ユレダスが作動（き電中止）した場合であっても、運転規制等取扱手続は、上記のとおりとすることとする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>② 乗客の避難・救護対策</p> <p>ア 駅構内</p> <p>災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導を図ることとする。</p> <p>（各駅は、大規模事故又は災害に備えて、乗客の避難場所の指定を行う。）</p> <p>イ 列車内</p> <p>二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議の上、乗客を安全な場所へ誘導することとする。</p> <p>③ その他の措置</p> <p>各駅の異常時マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防本部・県警察本部・医療機関等への救護要請を行うこととする。</p>	350	<p><u>回を行い、被害状況及び列車運転の可否を確認し、その状況により徐行等の条件を定め、速度 70km/h で施設・電気係員添乗のうえ運転を再開する。</u></p> <p><u>なお、地震計が設置してある間隔は、概ね 20km で 40 が 以上地震で感電器が動作すると変電所き電区間にある全列車が停止する。同時に総合指令所に地震表示が送られて地震発生的事实とその区間がわかる。220km/h の速度で走行中の停止距離は約 2km である。</u></p> <p><u>主に海洋プレート型地震（東南海・南海地震等）が想定される震源域に、より近い箇所へ海岸検知点を設置しているが、この地震計が動作した場合の運転手続きも上記のとおりである。</u></p> <p>② 乗務員の対応</p> <p><u>乗務員は、運転中地震を感知したとき直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めたときは、前途見通しの範囲に停止できる速度で次の駅まで注意しながら運転する。</u></p> <p>③ 乗客の避難・救護対策</p> <p><u>駅における避難誘導は、災害状況を把握し、避難を必要と判断した場合、お客様に避難を呼びかけ、社員が避難誘導する。</u></p> <p><u>車内の取扱いは、二次災害が発生する危険がある場合、速やかに輸送指令及び最寄りの駅長と打合せの上、お客様を安全な場所に誘導する。</u></p> <p><u>お客様とともに社員も速やかに避難し、避難後もより高所に逃げ、津波警報が解除されるまで戻らない。</u></p> <p>④ その他の措置</p> <p><u>各駅においては、負傷者等がある場合は救護に当たるとともに、消防署・警察署・医療機関等に救護を要請する。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
350	<p><b>3 神戸市交通局の応急対策</b></p> <p>(2) 振替輸送の確保</p> <p>② 振替輸送運行システム</p> <p>(7) 運転指令区長は、列車の運転が不能を認められる場合、この旨を運輸長に報告を行うこととする。</p> <p>(4) 運輸長は、振替輸送が必要と認めた場合、その指示により振替輸送を実施することとする。</p> <p>(5) 運輸長は、直ちに交通事業管理者に報告するとともに、市バス運輸サービス課長に不通区間及び振替輸送着手時刻を連絡し、振替輸送を要請することとする。</p>	351	<p><b>3 神戸市交通局の応急対策</b></p> <p>(2) 振替輸送の確保</p> <p>② 振替輸送運行システム</p> <p><u>ア</u> 運転指令区長は、列車の運転が不能を認められる場合、この旨を運輸長に報告を行うこととする。</p> <p><u>イ</u> 運輸長は、振替輸送が必要と認めた場合、その指示により振替輸送を実施することとする。</p> <p><u>ウ</u> 運輸長は、直ちに交通事業管理者に報告するとともに、市バス運輸サービス課長に不通区間及び振替輸送着手時刻を連絡し、振替輸送を要請することとする。</p>	表現を合わせるための修正

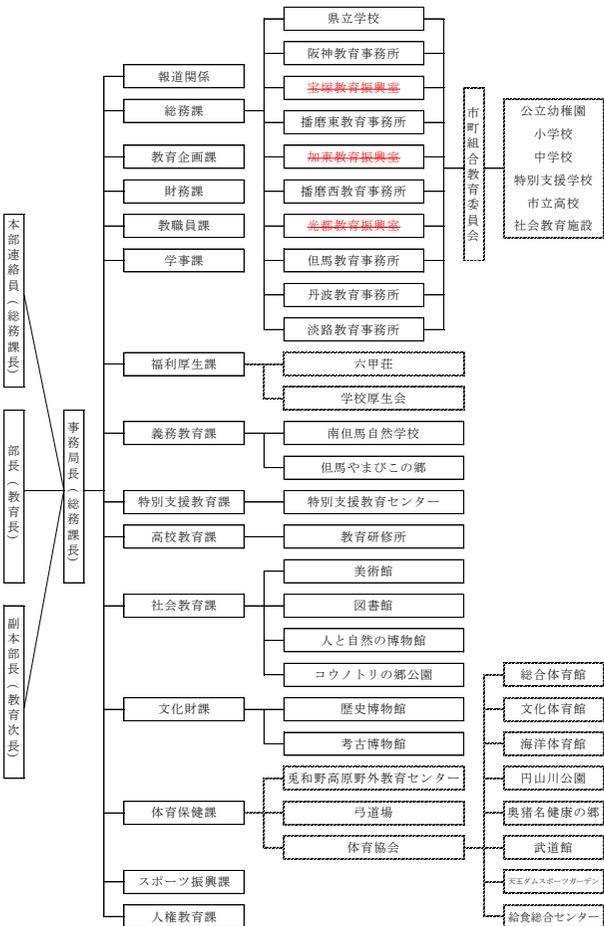
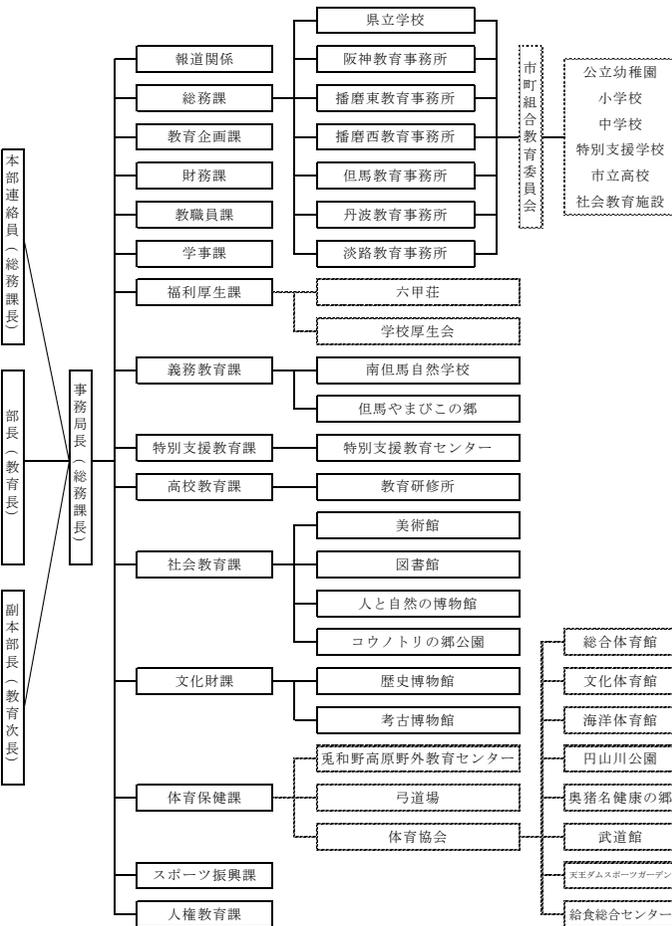
頁	現行	頁	修正案	理由
362	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第2款 ガスの確保</p> <p>第2 内容</p> <p>3 (一社)兵庫県LPガス協会の応急対策</p> <p>(3) 復旧対応</p> <p>① LPガスの供給</p> <p>イ 一般充てん所の被害状況により、中核充てん所において設備の共同利用を始めるとともに、LPガスの国家備蓄の放出に備える。</p>	363	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第2款 ガスの確保</p> <p>第2 内容</p> <p>3 (一社)兵庫県LPガス協会の応急対策</p> <p>(3) 復旧対応</p> <p>① LPガスの供給</p> <p>イ 一般充<del>てん</del>所の被害状況により、中核充<del>てん</del>所において設備の共同利用を始めるとともに、LPガスの国家備蓄の放出に備える。</p>	関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
363	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンクテレコム(株)</u>、ソフトバンクモバイル(株)]</p>	364	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)]</p>	関係機関からの意見に基づく修正
364	<p>第2 内容</p> <p>3 KDDI(株)の応急対策</p> <p><u>(1) 災害発生直後の対応</u></p> <p><u>① 通信疎通の管理、制御等</u></p> <p><u>通信の疎通に関して異常事態が発生した場合、通信疎通の制御、疎通ルートの迂回措置及び代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急に実施することとする。</u></p> <p>② 情報の収集及び被害状況の把握</p> <p>災害が発生したときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うこととする。</p> <p>ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。</p> <p>イ 必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関との災害応急対策等に関する連絡を行う。</p>	365	<p>第2 内容</p> <p>3 KDDI(株)の応急対策</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(1) 情報の収集及び連絡</p> <p>災害が発生し、<u>又は発生するおそれがあるときは</u>、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う<u>もの</u>とする。</p> <p><u>① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。</u></p> <p><u>② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</u></p> <p>(2) <u>準備警戒</u></p> <p><u>災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
364	<p>③ 災害対策本部等の設置</p> <p>地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認められたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等の設置等必要な措置を講じることとする。</p> <p><u>④ 防護措置</u></p> <p><u>設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じることとする。</u></p> <p><u>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</u></p> <p>① 利用制限等の措置</p> <p>地震予知情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うこととする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等<u>臨機</u>の措置を講じることとする。</p> <p><u>② 災害対策用機器、設備、車両等の配備</u></p> <p><u>地震災害が発生した場合に必要なと認められる災害対策用機器、設備、車両等を配備することとする。</u></p> <p><u>③ 臨時営業所の開設</u></p> <p><u>被災地における通信確保のため、臨時営業所の開設に必要な措置を実施することとする。</u></p> <p>④ 設備の応急復旧</p> <p>被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に</p>	365	<p><u>設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(3) 防災に関する組織</u></p> <p>① <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。</u></p> <p>② <u>災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 通信の非常疎通措置</u></p> <p>① <u>災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。</u></p> <p>② <u>通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(5) 設備の応急復旧</u></p> <p>被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優</p>	関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
364	<p>優先して、速やかに実施することとする。</p> <p><u>(3) 復旧作業過程</u></p> <p><u>① 防災機関及び報道機関に対し、被災状況（被災設備、規模）、応急復旧状況（臨時営業所の設置場所、通信手段等）、回復見込み等について情報を迅速かつ的確に伝達することとする。</u></p> <p><u>② 一般利用者に対し、臨時営業所の開設、被害の状況に応じた案内、応急復旧状況、回復の見込み等を広報することとする。</u></p>	365	<p>先して、速やかに実施する<u>もの</u>とする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
365	<p>4 <u>ソフトバンクテレコム(株)及び、ソフトバンクモバイル(株)の応急対策</u></p> <p><u>ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)</u>は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p>		<p>4 ソフトバンクモバイル(株)の応急対策</p> <p>ソフトバンクモバイル(株)は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
369	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第5款 下水道の確保</p> <p>第2 内容            2 下水道施設管理者の応急対策            (2) 復旧過程            ② 施設毎の応急措置・復旧方法            イ ポンプ場及び処理場施設  <u>(カ) 消毒施設からの塩素ガスの漏えい</u>  <u>消毒設備において、塩素ガスの漏えいが生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏えい箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡することとする。</u>            (キ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい            (ク) 池及びタンクからのいっ水や漏水            (ケ) 津波の発生</p>	370	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第5款 下水道の確保</p> <p>第2 内容            2 下水道施設管理者の応急対策            (2) 復旧過程            ② 施設毎の応急措置・復旧方法            イ ポンプ場及び処理場施設</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(カ)</u> 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい  <u>(キ)</u> 池及びタンクからのいっ水や漏水  <u>(ク)</u> 津波の発生</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
<p>374</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第18節 教育対策の実施</p> <p>第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p> 	<p>375</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第18節 教育対策の実施</p> <p>第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p> 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
384	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第21節 危険物施設等の応急対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>4 毒物・劇物</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>ウ 県及び保健所設置市は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防機関、県警察本部等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。</p>	385	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第21節 危険物施設等の応急対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>4 毒物・劇物</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>ウ 県及び保健所設置市は、大量流出等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防機関、県警察本部等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
399	<p data-bbox="181 196 450 228">第4編 災害復旧計画</p> <p data-bbox="181 280 557 312">第2節 被災者の生活再建支援</p> <p data-bbox="181 368 320 400">第2 内容</p> <p data-bbox="181 411 504 443">1 被災者生活再建支援金</p> <p data-bbox="208 454 985 655">自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p data-bbox="208 667 985 826">なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）に委託している。</p>	399	<p data-bbox="1122 196 1391 228">第4編 災害復旧計画</p> <p data-bbox="1122 280 1498 312">第2節 被災者の生活再建支援</p> <p data-bbox="1122 368 1261 400">第2 内容</p> <p data-bbox="1122 411 1444 443">1 被災者生活再建支援金</p> <p data-bbox="1149 454 1926 655">自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p data-bbox="1149 667 1926 826">なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（<u>公益</u>財団法人都道府県会館）に委託している。</p>	<p data-bbox="1951 754 2175 826">所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
401	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>2 災害公営住宅</p> <p>(5) 規格</p> <p>住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上</p>	401	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>2 災害公営住宅</p> <p>(5) 規格</p> <p><u>各地方公共団体が条例で定める整備基準による。(県営住宅の場合は、1住戸あたり床面積25㎡以上)</u></p>	所管課からの意見に基づき修正
402	<p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>④ 条件(平成26年4月1日現在)</p> <p>ア 融資限度額(建設融資の場合)</p>	402	<p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>④ 条件(平成27年4月20日現在)</p> <p>ア 融資限度額(建設融資の場合)</p>	
403	<p>住 宅 耐火・準耐火・木造(耐久性)構造</p> <p>..... 1,500万円</p> <p>土地取得費 ..... 970万円</p> <p>整地費 ..... 400万円</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年1.28%(平成26年4月1日現在)</p> <p>ウ 償還期間</p> <p>建設の場合</p> <p>┌ 木造(一般)構造の住宅 ..... 25年以内</p> <p>└ (据置3年以内)</p> <p>┌ 耐火・準耐火構造の住宅又は ..... 35年以内</p> <p>└ (据置3年以内)</p> <p>┌ 木造(耐久性)構造の住宅</p> <p>└ 補修の場合は20年以内(据置1年)</p>	403	<p>住 宅 耐火・準耐火・木造(耐久性)構造</p> <p>..... <u>1,650</u>万円</p> <p>土地取得費 ..... 970万円</p> <p>整地費 ..... <u>440</u>万円</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年<u>1.00</u>%(平成27年4月20日現在)</p> <p>ウ 償還期間</p> <p>建設・<u>購入</u>の場合</p> <p>┌ 木造(一般)構造の住宅 ..... 25年以内</p> <p>└ (据置3年以内)</p> <p>┌ 耐火・準耐火構造の住宅又は ..... 35年以内</p> <p>└ (据置3年以内)</p> <p>┌ 木造(耐久性)構造の住宅</p> <p>└ 補修の場合は20年以内(据置1年)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
411	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則</p> <p>第1節 推進計画の趣旨</p> <p>2 計画の性格と役割</p> <p>(5) 県は、<u>この計画のうち災害予防にかかるとして、今後5年間</u>の年次別計画として南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを別に定め、減災目標を掲げるとともに、その実現に向けて、効果的かつ効率的な減災対策の推進に努める。</p>	411	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則</p> <p>第1節 推進計画の趣旨</p> <p>2 計画の性格と役割</p> <p>(5) 県は、<u>平成35年度まで</u>の年次別計画として南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを別に定め、減災<u>社会像</u>を掲げるとともに、その実現に向けて、効果的かつ効率的な減災対策の推進に努める。</p>	<p>県の施策展開に合わせた修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																
413	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部 近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策	413	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部 近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、<u>高圧ガス</u>、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、 <u>高圧ガス</u> 、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>								
機 関 名	事 務 又 は 業 務																			
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策																			
機 関 名	事 務 又 は 業 務																			
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、 <u>高圧ガス</u> 、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策																			
415	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構 (近畿ブロック事務所)</td> <td>災害時における医療救護</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構 (関西支社)</td> <td>ダム施設(所管)等の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>ソフトバンクコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	独立行政法人国立病院機構 (近畿ブロック事務所)	災害時における医療救護	独立行政法人水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	<u>ソフトバンクコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	415	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構 (<u>近畿グループ担当理事部門</u>)</td> <td>災害時における医療救護</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構 (<u>関西・吉野川支社</u>)</td> <td>ダム施設(所管)等の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ソフトバンクコム株式会社</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	独立行政法人国立病院機構 ( <u>近畿グループ担当理事部門</u> )	災害時における医療救護	独立行政法人水資源機構 ( <u>関西・吉野川支社</u> )	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	ソフトバンクコム株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務																			
独立行政法人国立病院機構 (近畿ブロック事務所)	災害時における医療救護																			
独立行政法人水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等の応急対策の実施																			
<u>ソフトバンクコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施																			
機 関 名	事 務 又 は 業 務																			
独立行政法人国立病院機構 ( <u>近畿グループ担当理事部門</u> )	災害時における医療救護																			
独立行政法人水資源機構 ( <u>関西・吉野川支社</u> )	ダム施設(所管)等の応急対策の実施																			
ソフトバンクコム株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施																			

頁	現行	頁	修正案	理由											
418	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則</p> <p>第5節 基本方針と減災目標</p> <p>1 基本方針 南海トラフ地震に係る対策については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、巨大地震・津波災害の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。</p> <p>2 減災目標 本計画並びに関連する計画及び対策を実施することにより、実現を目指すべき減災目標を次のとおりとする。</p> <div data-bbox="219 802 936 986"> <p style="text-align: center;"><b>県民の命を守りきる</b></p> <p>■死者をかぎりなくゼロに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>約29,100人 <small>津波約28,000人、揺れ約1,000人、火災約50人</small></p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">➡</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> <p>約400人 <small>津波約60人、揺れ約300人、火災約40人</small></p> </td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="230 1062 936 1294"> <p style="text-align: center;"><b>県民財産の損害を減らす</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>■建物被害を7割減</p> <p>約37,000棟</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">➡</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>約12,000棟</p> </td> <td style="width: 24%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>■浸水面積を2/3に</p> <p>約6,100 ha</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">➡</td> <td style="padding: 5px;"> <p>約4,100 ha <small>(粘り強い防潮堤の実現)</small></p> </td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>※ 浸水面積については、津波インフラ整備5箇年計画に基づく重点整備地区における対策の実施等によりさらなる減を目指す。</p>	<p>約29,100人 <small>津波約28,000人、揺れ約1,000人、火災約50人</small></p>	➡	<p>約400人 <small>津波約60人、揺れ約300人、火災約40人</small></p>	<p>■建物被害を7割減</p> <p>約37,000棟</p>	➡	<p>約12,000棟</p>		<p>■浸水面積を2/3に</p> <p>約6,100 ha</p>	➡	<p>約4,100 ha <small>(粘り強い防潮堤の実現)</small></p>		418	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則</p> <p>第5節 <u>減災シナリオと見込まれる効果</u></p> <p>1 <u>基本理念</u> <u>しなやかに耐え、いち早く立ち直る 減災社会・兵庫の実現</u></p> <p>2 <u>減災社会像</u></p> <p>(1) <u>県民の命を守りぬく</u></p> <p>(2) <u>県民財産の損害を大幅に減らす</u></p> <p>(3) <u>県民生活をいち早く回復する</u></p> <p>3 <u>減災アクション</u></p> <p>(1) <u>県土空間の耐震と耐津波を進める</u> <u>建物・施設等の耐震化、防潮堤等のハード整備で、地震動及び津波による被害を大幅に軽減する。</u></p> <p>① <u>建物等の耐震化</u></p> <p>② <u>土砂災害・ため池災害の防止</u></p> <p>③ <u>津波防御対策</u></p> <p>(2) <u>県民と行政の災害対応力を高める</u> <u>津波からの避難徹底・消防救急体制の強化など、県民と行政の災害対応力を高め、被害の発生・拡大を抑止する。</u></p> <p>① <u>避難対策の徹底</u></p> <p>② <u>消防・救助救急体制の強化</u></p> <p>③ <u>地域・家庭の防災力向上</u></p> <p>④ <u>防災・減災教育及び研究の推進</u></p> <p>⑤ <u>防災体制の強化</u></p>	<p>県の施策展開に合わせた修正</p>
<p>約29,100人 <small>津波約28,000人、揺れ約1,000人、火災約50人</small></p>	➡	<p>約400人 <small>津波約60人、揺れ約300人、火災約40人</small></p>													
<p>■建物被害を7割減</p> <p>約37,000棟</p>	➡	<p>約12,000棟</p>													
<p>■浸水面積を2/3に</p> <p>約6,100 ha</p>	➡	<p>約4,100 ha <small>(粘り強い防潮堤の実現)</small></p>													

頁	現行	頁	修正案	理由												
418	<div data-bbox="219 240 600 296" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>県民生活をいち早く回復する</p> </div> <div data-bbox="235 327 938 501" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">■避難所生活者数を4割減</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 2px;">約16.9万人</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">⇒</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 2px;">約10.6万人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">■避難所生活期間を半減</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">約110日</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">⇒</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">約60日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">■直接被害を4割減</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">約5.5兆円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">⇒</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">約3.2兆円</td> </tr> </table> </div>	■避難所生活者数を4割減	約16.9万人	⇒	約10.6万人	■避難所生活期間を半減	約110日	⇒	約60日	■直接被害を4割減	約5.5兆円	⇒	約3.2兆円	418	<p><u>(3) 被災生活支援と復旧復興への体制を整える</u>  <u>被災生活上の支障を軽減させるとともに、すみやかな復旧・復興を図る。</u></p> <p>① <u>被災生活支援体制の構築</u>          ② <u>交通・物流機能継続体制の強化</u>          ③ <u>生活・住まいの再建対策</u></p> <p><u>4 減災アクション実施により見込まれる効果</u></p> <p>(1) <u>浸水面積（神戸市実施分の対策効果も含む）：</u>  <u>6,141ha → 2,142ha（うち阪神・播磨・淡路地域の堤内地：</u>  <u>4,091ha → 639ha）</u></p> <p>(2) <u>建物全壊数：約3.7万棟 → 約1.2万棟</u></p> <p>(3) <u>死者数：約2.91万人 → 約400人</u></p>	<p>県の施策展開に合わせた修正</p>
■避難所生活者数を4割減	約16.9万人	⇒	約10.6万人													
■避難所生活期間を半減	約110日	⇒	約60日													
■直接被害を4割減	約5.5兆円	⇒	約3.2兆円													

頁	現行	頁	修正案	理由
421	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>[実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者]</p> <p>第1 趣旨</p> <p>南海トラフ地震発生時の災害応急対策について定める。発災直後には、県は、ここに定める事項のほか、応急対策活動の内容をとりまとめて別に作成する行動計画に基づき、迅速・的確な応急対策を実施する。</p>	421	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>[実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、<u>県公安委員会</u>、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者]</p> <p>第1 趣旨</p> <p>南海トラフ地震発生時の災害応急対策について定める。発災直後には、県は、ここに定める事項のほか、<u>南海トラフ特措法により定められた「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）」</u>及び、応急対策活動の内容をとりまとめた<u>「兵庫県応急対応行動シナリオ[南海トラフ地震・津波]」</u>等に基づき、迅速・的確な応急対策を実施する。</p>	<p>国の具体計画に合わせた修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
422	<p>第2 内容</p> <p>5 輸送活動</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。</p> <p>特に、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社は、要員、物資の広域的な</p>	422	<p>第2 内容</p> <p>5 輸送活動</p> <p><u>(1) 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。</u></p> <p><u>(2) 県公安委員会は、緊急輸送を確保するため、被災状況及び道路啓開状況を踏まえ、迅速かつ的確に広域的な交通規制を行うとともに、必要な緊急交通路を指定することとする。</u></p> <p><u>(3) その他、輸送活動については、</u>第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。</p> <p>特に、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会</p>	<p>国の具体計画に合わせた修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
422	調達、輸送の確保を図るため、その管理する有料道路の迅速な点検、復旧に配慮することとする。	422	社及び本州四国連絡高速道路株式会社は、要員、物資の広域的な調達、輸送の確保を図るため、その管理する有料道路の迅速な点検、復旧に配慮することとする。	

頁	現行	頁	修正案	理由
425	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第3節 他機関に対する応援要請</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関西広域連合との連携</p> <p>県は、「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく関西広域連合の調整を踏まえ、関西内外の都道府県と連携して応援・受援を実施することとする。</p> <p>また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築する。</p>	425	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第3節 他機関に対する応援要請</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関西広域連合との連携</p> <p>県は、「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく関西広域連合の調整を踏まえ、関西内外の都道府県と連携して応援・受援を実施することとする。</p> <p>また、広域連合構成<del>団体</del>・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築する。</p>	所管課からの意見に基づき修正

頁	現行	頁	修正案	理由
<p>428</p> <p>429</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>第2 内容</p> <p>2 津波防災インフラ整備 <u>5箇年計画</u>に基づく整備の推進</p> <p>県は、平成25年2月に策定した「津波防災インフラ整備 <u>5箇年計画</u>」(暫定版、平成26年3月に暫定版Ⅱとして改定)に基づき、本県沿岸部の特性に応じた津波対策を計画的に推進する。<u>なお、防潮堤等の沈下対策については、平成26年度末に策定する同計画の確定版に盛り込む。</u></p> <p>(2) 目標</p> <p>津波対策は平成35年までに概ね完了させることをめざし、このうち、緊急かつ重要な事業を <u>5箇年計画</u>に位置づけ平成30年度までに計画的・重点的に実施する。</p> <p>(3) 重点整備地区</p> <p>(重点整備地区)</p> <p>淡路地域(福良港、阿万港、沼島漁港、炬口地区)、尼崎地域(尼崎西宮芦屋港(尼崎地区))、西宮地域(尼崎西宮芦屋港(鳴尾地区、西宮・今津地区))</p> <p>(4) <u>5箇年計画(暫定版Ⅱ)</u>における主な事業内容</p>	<p>428</p> <p>429</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>第2 内容</p> <p>2 津波防災インフラ整備計画に基づく整備の推進</p> <p>県は、平成 <u>27年度</u>に策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき、本県沿岸部の特性に応じた津波対策を計画的に推進する。</p> <p>(2) 目標</p> <p>津波対策は平成35年までに概ね完了させることをめざし、このうち、緊急かつ重要な事業を位置づけ平成30年度までに計画的・重点的に実施する。</p> <p>(3) 重点整備地区</p> <p>(重点整備地区)</p> <p>淡路地域(福良港、阿万港、沼島漁港、<u>洲本</u>地区)、尼崎地域(尼崎西宮芦屋港(尼崎地区))、西宮地域(尼崎西宮芦屋港(鳴尾地区、西宮・今津地区))</p> <p>(4) 主な事業内容</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																																												
430	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災関係機関相互の情報の伝達</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、津波警報・注意報及び避難勧告・指示等の伝達を、あらかじめ定めた系統により実施することとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。</p> <p>2 地震・津波の発生等に関する情報</p> <p>(1) 津波警報・注意報と津波予報の発表</p> <p>① 津波警報・注意報の内容</p> <p>気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、警報・注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見開きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見開きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。	430	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災関係機関相互の情報の伝達</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、<b>津波警報等</b>及び避難勧告・指示等の伝達を、あらかじめ定めた系統により実施することとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。</p> <p>2 地震・津波の発生等に関する情報</p> <p>(1) <b>津波警報等</b>と津波予報の発表</p> <p>① <b>津波警報等</b>の内容</p> <p>気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、<b>大津波警報・津波警報または津波</b>注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>(<b>津波警報等</b>の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見開きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤<b>予想</b>高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見開きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤ <b>予想</b> 高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。	第3編第2章第3節第1款の表現に合わせた修正
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見開きした場合にとるべき行動																																																								
		数値での発表	定性的表現での発表																																																													
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																													
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。																																																											
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見開きした場合にとるべき行動																																																											
			数値での発表	定性的表現での発表																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																													
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤ <b>予想</b> 高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近付いたりしない。																																																											

頁	現行	頁	修正案	理由																				
431	<p>② 津波予報の内容</p> <p>気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(津波予報と内容)</p> <table border="1" data-bbox="183 359 981 566"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	431	<p>② 津波予報の内容</p> <p>気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(津波予報と内容)</p> <table border="1" data-bbox="1131 359 1921 566"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を<b>地震情報に含めて</b>発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <b>地震情報に含めて</b> 発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>第3編第2章第3節第1款の表現に合わせた修正</p>
	発表基準	発表内容																						
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																						
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																						
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																						
	発表基準	発表内容																						
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <b>地震情報に含めて</b> 発表																						
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																						
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																						

頁	現行	頁	修正案	理由
434	<p>2 津波の発生等に関する情報 〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕</p>	434	<p>2 津波の発生等に関する情報 〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
445	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>第2 内容</p> <p>10 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 避難対象地域の明示</p> <p>(2) 避難場所の確保</p> <p>(3) 避難勧告及び避難指示の発令</p> <p>(4) 避難誘導體制</p> <p>(5) 指定避難所の維持・運営</p> <p>(6) 災害時要援護者への避難支援</p> <p>(7) 地下空間の浸水対策</p> <p>(9) その他必要な事項</p>	445	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>第2 内容</p> <p>10 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 避難対象地域の明示</p> <p>(2) 避難場所の確保</p> <p>(3) 避難勧告及び避難指示の発令</p> <p>(4) 避難誘導體制</p> <p>(5) 指定避難所の維持・運営</p> <p>(6) 災害時要援護者への避難支援</p> <p>(7) 地下空間の浸水対策</p> <p>(8) その他必要な事項</p>	誤字の修正

頁	現行	頁	修正案	理由
448	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県企業庁、市町その他の水道事業者、関西電力(株)神戸支店、大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、<u>ソフトバンクテレコム(株)</u>、ソフトバンクモバイル(株)、日本放送協会神戸放送局、(株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)]</p> <p>4 通信</p> <p>電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	448	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県企業庁、市町その他の水道事業者、関西電力(株)神戸支店、大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、日本放送協会神戸放送局、(株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)]</p> <p>4 通信</p> <p>電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。</p> <p><u>(1) KDDI(株)は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</u></p> <p><u>① 津波情報等の伝達経路等の設定</u></p> <p><u>気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。</u></p> <p><u>② 地震防災応急対策</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
	<p>&lt;新設&gt;</p>	449	<p><u>ア 安全の確保</u>  <u>推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、津波情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。</u></p> <p><u>イ 重要通信の確保</u>  <u>津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条に定めるところにより、通話の利用制限、輻輳対策のための措置をとるものとする。</u></p> <p><u>③ 地震防災上必要な知識の普及</u>  <u>推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
451	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>第2 内容</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>ア 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>＜留意事項＞</p> <p>① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること</p> <p>② 避難地や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること</p> <p>なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。</p> <p>イ 応急対策を実施する組織の確立</p> <p>ウ 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>エ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>オ 出火防止措置</p> <p>カ 水、食料等の備蓄</p> <p>キ 消防用設備の点検、整備</p> <p>ク 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>ケ 防災訓練及び教育、広報</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすものの</p> <p>その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等</p>	451	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>第2 内容</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>① 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>＜留意事項＞</p> <p><u>(ア)</u> 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること</p> <p><u>(イ)</u> 避難地や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること</p> <p>なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。</p> <p><u>②</u> 応急対策を実施する組織の確立</p> <p><u>③</u> 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p><u>④</u> 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p><u>⑤</u> 出火防止措置</p> <p><u>⑥</u> 水、食料等の備蓄</p> <p><u>⑦</u> 消防用設備の点検、整備</p> <p><u>⑧</u> 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p><u>⑨</u> 防災訓練及び教育、広報</p> <p>(2) 個別事項</p> <p><u>①</u> 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすものの</p> <p>その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等</p>	<p>表現を合わせるための修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
451	<p>の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。</p> <p>イ 動物園等</p> <p>危険動物の動物舎への収容等津波避難への支障の発生を防止</p>	451	<p>の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。</p> <p>② 動物園等</p> <p>危険動物の動物舎への収容等津波避難への支障の発生を防止</p>	表現を合わせるための修正
452	<p>する等の観点から所要の処置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等を検討することとする。</p> <p>ウ 病院、療養所、診療所等</p> <p>重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じることとする。</p> <p>エ 学校、公共職業能力開発施設、研修所等</p> <p>次の措置を講じることとする。</p> <p>(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置 (児童、生徒の保護者への引渡方法)</p> <p>(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置</p> <p>(ウ) 地域住民の避難場所となる施設については住民等の受入等</p> <p>オ 社会福祉施設</p> <p>重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じることとする。</p> <p><b>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</b></p> <p>(1) 県、市町で災害対策本部又はその地方本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。</p> <p>ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</p> <p>イ 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p>	452	<p>する等の観点から所要の処置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等を検討することとする。</p> <p>③ 病院、療養所、診療所等</p> <p>重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じることとする。</p> <p>④ 学校、公共職業能力開発施設、研修所等</p> <p>次の措置を講じることとする。</p> <p>(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置 (児童、生徒の保護者への引渡方法)</p> <p>(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置</p> <p>(ウ) 地域住民の避難場所となる施設については住民等の受入等</p> <p>⑤ 社会福祉施設</p> <p>重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じることとする。</p> <p><b>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</b></p> <p>(1) 県、市町で災害対策本部又はその地方本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。</p> <p>① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</p> <p>② 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
453	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 県の実施内容</p> <p>(3) 土砂災害対策の推進</p> <p>全県の土砂災害警戒区域（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。</p>	453	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 県の実施内容</p> <p>(3) 土砂災害対策の推進</p> <p>全県の土砂災害警戒区域・<u>山地災害危険地区</u>（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。</p>	所管課からの意見に基づく修正